

平成29年第4回葛城市議会定例会会議録（第3日目）

1. 開会及び散会 平成29年12月13日 午前10時00分 開会  
午後 3時25分 散会

2. 場 所 葛城市役所 議会議場

3. 出席議員15名

1番	杉本訓規	2番	梨本洪瑠
3番	吉村始	4番	奥本佳史
5番	松林謙司	6番	谷原一安
7番	内野悦子	8番	川村優子
9番	増田順弘	10番	岡本吉司
11番	西井覚	12番	藤井本浩
13番	吉村優子	14番	下村正樹
15番	西川弥三郎		

欠席議員0名

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

市長	阿古和彦	副市長	松山善之
教育長	杉澤茂二	企画部長	飯島要介
企画部理事	岸本俊博	総務部長	安川誠
市民生活部長	松村昇道	市民生活部理事	木村喜哉
都市整備部長	増井良之	産業観光部長	池原博文
保健福祉部長	巽重人	教育部長	和田正彦
上下水道部長	西口昌治	会計管理者	下村喜代博

5. 職務のため出席した者の職氏名

事務局長	中井孝明	書記	吉田賢二
書記	高松和弘	書記	山岡晋
書記	吉留瞳		

6. 会議録署名議員 5番 松林謙司 6番 谷原一安

7. 議事日程

日程第1 一般質問

日程第2 議第82号 葛城市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正することに

- ついて
- 日程第3 議第83号 葛城市特別職の職員で常勤のものゝ給与及び旅費に関する条例の一部を改正することについて
- 日程第4 議第84号 葛城市一般職の職員ゝ給与に関する条例の一部を改正することについて
- 日程第5 議第85号 平成29年度葛城市一般会計補正予算（第7号）の議決について
- 日程第6 議第86号 平成29年度葛城市介護保険特別会計補正予算（第3号）の議決について
- 日程第7 議第87号 平成29年度葛城市下水道事業特別会計補正予算（第2号）の議決について
- 日程第8 議第88号 平成29年度葛城市学校給食特別会計補正予算（第3号）の議決について
- 日程第9 議第89号 平成29年度葛城市・広陵町介護認定審査会特別会計補正予算（第2号）の議決について
- 日程第10 議第90号 平成29年度葛城市水道事業会計補正予算（第2号）の議決について

開 会 午前10時00分

**吉村議長** ただいまの出席議員は15名で、定足数に達しておりますので、これより平成29年第4回葛城市議会定例会3日目の会議を行います。

本日、議会だより用に議場内の写真撮影を行いますので、ご承知おき願います。

これより本日の会議を開きます。

ご報告申し上げます。本定例会の会期中に、市長より追加議案として人事院勧告に伴う給与等に関する9議案の送付がありました。その取扱いについて、昨日の本会議終了後に議会運営委員会が開催され、議事日程、審議方法についてご協議いただいておりますので、運営委員長よりご報告願います。

10番、岡本吉司君。

**岡本議会運営委員長** おはようございます。

それでは、市長より議第82号から議第90号までの9議案が追加議案として提出されたことを受けまして、昨日、本会議終了後に議会運営委員会を開催し、その取扱いについて慎重に協議をいたしておりますので、その内容についてご報告申し上げます。

議第82号から議第90号までの9議案の議事日程、審議方法につきましては、本日の一般質問終了後に一括上程し、その内容説明を受けた後、一括質疑まで行い、総務建設常任委員会には議第82号から議第85号までの4議案を、厚生文教常任委員会には議第86号から議第90号までの5議案をそれぞれ付託いたしますので、15日、18日に開催されます各常任委員会におきまして、付託議案の審査をお願いいたします。

以上、報告といたします。皆様のご理解賜りますように、よろしくお祈りを申し上げます。

**吉村議長** お諮りします。

議第82号から議第90号までの9議案についての議事審議につきましては、ただいまの運営委員長からの報告のとおり行うことにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**吉村議長** ご異議なしと認めます。よって、運営委員長の報告のとおり議案審議を行うことにいたします。

これより日程に入ります。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

日程第1、昨日に引き続き一般質問を行います。

初めに3番、吉村始君の発言を許します。一問一答方式で行われます。

**吉村始議員** 皆さん、おはようございます。吉村始でございます。ただいま議長の許可を得まして、一般質問をさせていただきます。

私の質問は2つございます。1つ目は、尺土駅前周辺の整備についてであります。2つ目は、新町周辺スポーツゾーンの整備と今後の運営についてであります。初めての一般質問でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

なお、これからの質問は質問席にて行いたいと思います。

**吉村議長** 吉村君。

**吉村始議員** 私は、今後の葛城市の活性化に必要なものの1つが市民目線であるというふうに考えております。市民目線という言葉は非常に抽象的な言葉です。使う人々によってさまざまな意味合いがあり、私自身もいろんな意味で、この市民目線という言葉を使っております。

今回は、この市民目線の意味の中の1つとして、いろんな意味があろうかと思っておりますけれども、市民の実感に寄り添っているという意味、そして、素朴でわかりやすい、市民にとって、そういった意味、そういう意味の市民目線できょうの一般質問を行いたいと思っております。

市民が葛城市の発展、この自治体の発展を実感できる場の1つが、やはりこの葛城市でいえば、鉄道の玄関口である尺土駅だと思います。尺土駅は平成11年に特急停車駅となりました。位置としては、旧當麻町では東の隅っこにあったわけですがけれども、旧新庄町からすれば北の端にありましたけれども、平成16年に旧當麻町と旧新庄町とが合併することによって葛城市の中心部になりました。この駅前整備というのは、1つは、その駅前を利用される方の利便性向上、この意味合いがあろうかと思っておりますが、重要なことはこの尺土駅が置かれている位置、このことが、この尺土駅前の発展が葛城市の発展につながるということだろうと思っております。

それからもう一つは、先ほども申しましたように市民目線としまして、葛城市が発展しているなど、その発展を市民が実感できる場所として、この尺土駅というのがあるかと思っております。私、何年か前から県外の友人が尺土駅を訪れるたびに、特急停車駅だと思って訪れた友人が、その駅前ののどかさにびっくりしたということが一度や二度ではありませんでした。やはり、この尺土駅の発展ということが、市民が市の発展を実感できる場所であろうと思っております。

さて、この駅前整備、そして、この道路整備におきましては、3つの意味合い、この効果があろうかと思っております。まず第一に、この整備に関しましては大事なものは、やっぱり通行の安全性だと思います。車両であったり、歩行者であったり、そういったものの安全性が第一である。その次に来るのが利便性だと思います。そして、一番最後に来るのが駅前かっこいいなという見ばえだと思います。この見ばえが先に来て、この歩行者の安全性、利便性がおろそかにされる、これは本末転倒であるというふうに私は考えております。

その上で、まず、お尋ねいたします。尺土駅周辺整備につきまして、現時点での進捗状況はどのようになっていますでしょうか。お願いいたします。

**吉村議長** 増井都市整備部長。

**増井都市整備部長** 皆さん、おはようございます。都市整備部長の増井でございます。

ただいまの吉村議員のご質問でございます。

現在の進捗状況というところでございます。尺土駅前周辺整備事業につきましては、本年、駅より東側の部分の建物が取り壊しが完了いたしました。これに伴いまして、工事につきましては去る12月1日に一般競争入札総合評価方式において業者が決定いたしましたところでございます。現在、業者の方において、工事着手に向けて材料等の調達などを、準備を行っているところでございます。この後、1月より本格施工となりまして、今年度末完成に向けて取り組んでまいり所存でございます。なお、未買収の用地等につきましては、市長の指示のも

と、現在も用地交渉を続けておるところでございます。

以上でございます。

**吉村議長** 吉村君。

**吉村始議員** ご答弁いただきました。ちょっと事前に議長の了解得まして、わかりやすいようにパネルを使わせていただきたいと思います。

今、ご答弁いただきました工事につきましては、ちょうど用地買収が済んでいるこの部分ですね、この部分について工事をされるというものと理解をいたします。この1月から年度末にかけて工事にかかられるということで、約3カ月弱の工事期間があらうかと思えますけれども、この間、特にこの東側にあります東の川沿いの道のところの安全確保というものが大事になってくるかと思えますけれども、この沿道の安全確保につきましては、どのようにお考えでしょうか。ご答弁、お願いいたします。

**吉村議長** 増井都市整備部長。

**増井都市整備部長** ただいまのご質問でございます。

東の川沿いの安全確保等ということでございます。今回の工事区間につきましては、東の川から西向きの駅舎までの間の工事となります。その通行につきましては、申しわけございませんが、終日車両通行どめとさせていただいております。また、駅等への利用者の歩行者、通行者に対しましては、専用通路を設けまして利用者の安全確保に努めてまいりたいと思っております。

一方、東の川沿いの南北の通行につきましては、河川の改修工事の際、一部夜間の通行どめが発生いたすところがございますが、ほとんどは通常どおり、ご通行をしていただけるよう安全対策に十分配慮して施工をしまいたいと思っております。

なお、通行どめ予告等につきましては、広報かつらぎ12月号、並びに市のホームページに掲載させていただいております。何とぞご理解、ご協力のほど、よろしくお願いを申し上げます。

以上でございます。

**吉村議長** 吉村君。

**吉村始議員** ご答弁をいただきました。

この工事期間中につきましては、ぜひとも安全確保、大優先でお願いをしたいというふうにも思っております。この道ができることによりまして、今のところ、ここの駅前の道は狭い状況になってますので、この尺土駅から東の方に向いて、そして、南の方に行こうとする車、それから東の川沿いに北上しまして尺土駅前に行こうとする車がしょっちゅう、時々見えますと、こう車同士がならみ合いになって、大変な、私も見てはらはらすということが時々見受けられます。この工事の完成をもちまして、こういった状況が改善されるということで、私、本当にこの工事の完成、楽しみにしております。

このように先ほども申しましたけれども、やはり駅前が少しずつでもやっぱり動いていくと、それが目に見えた形で市民の利便性につながっていく、このことがやはり市民が、葛城市が発展をしていく、行政がいろいろと仕事をしてくださるといふふうにも実感できる、

そういうふうなことではないかなと思います。

さて、この道が広くなりまして、伺ってますと南と北の方に歩道がついて、そして、この右折、左折の方は3車線ができるというふうに伺っております。この道につきましては、完成すれば非常にスムーズになるんですけども、今後の課題といたしまして、この東の川沿いのこの道ですが、やはり今、ツバキ・ナカシマの車両が出入りしたりとかして、危険な状態もあろうかと思えます。

それから反対にこちらの方、尺土駅から反対側の方で、この尺土池の西側を通る道でございますけれども、この尺土駅より北側は大字尺土区になります。ここまではいわゆるカルバート化されて、グレーチングもされているんですが、この尺土池のところに入りますと、ここは道の東側は疋田区、西側は八川の方に入ってくると思うんですが、こここのところは用水路のところがあるままになっているということになっています。やはり用水路の確保ということも重要な問題になってくると思いますので、そうそう簡単にはいきませんが、この道が整備されてくると当然交通量がふえるということも予想されると思いますので、こちらの方の道の安全確保、先ほども申しましたように、一番先に道の整備にあるのは、目的は安全だと、安全確保だと思いますので、そのことを実現するためにやらなきゃいかんということと、さらに西の方に行きますと、この磐城第二保育所のところとぶつかるこの道がございます。

今でもこの北の方、コンビニの方に抜けようと思って、尺土駅から右折をしようとする、結構踏切待ちの車があったりとかして、なかなか右折がしにくかったりとかするという、また車の量が今後ふえてくるようになれば、このあたりもいろいろと問題となってくるのではないかなというふうに思います。

さて、今度は、南北の道について、ちょっと伺いたいというふうに思いますが、この南北の道の整備というのは、また今後の課題になってくるだろうと思えますけれども、私が聞いている限りにおきましては、平成18年度に、当時の葛城市長が香芝市長、それから当時の大和高田市長と一緒にしまして、葛城広域圏ということで、県に対してこの南北の道を県道として、いわゆる高田バイパスからこの香芝市の別所にかけて整備をしようという、そういうふうな要望があったというふうに聞いております。また、その道といいますのは、いわゆる弁之庄・木戸線というふうに伺っております、今の諸鍛神社の前の道をずっとこのまま真っすぐ行きますと、そこで、高田バイパスのところで道が太くなってるのが終わってますけれども、そこからさらに北の方に延ばせば、もうちょっと便利になるかなと。

私が地図で確認する限りにおきまして、ちょっと机上の地図で見たところ、これを真っすぐ延ばしてくると、この尺土駅の方、この方に抜けて、このままこう北の方になってくると、こういうふうなことが実現されるというふうなことになるれば、南北軸というふうなことの改善にもつながってくるかと思うんですが、このいわゆる弁之庄・木戸線というものについて、現在ほどのようになっておりますでしょうか。進捗状況も含めてご答弁、よろしく願いいたします。

吉村議長 増井都市整備部長。

増井都市整備部長 ただいまのご質問でございます。

弁之庄・木戸線の進捗状況等についてでございます。弁之庄・木戸線の道路計画につきましては、先ほど議員も申されたとおりではございますが、現在、市の都市計画マスタープランの方にも位置づけはされておるところでございます。また、市単独での事業といたしましては、多額の事業費等が必要となってくるため、非常に厳しく、県との包括協定等を結ぶ中の1つのメニューとして位置づけをすとか、県等に働きかけをしておるところでございますが、今後、あらゆる方面と検討を重ね、国の補助事業や県の支援をしていただける方策を考えていかなければならないというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

吉村議長 吉村君。

吉村始議員 答弁をいただきました。

弁之庄・木戸線につきましては、今、なかなかちょっと多大な事業費がかかるということで、市単独では難しいということで、県との今、おっしゃいました包括協定を結ぶなど、いろんなメニューを考えてくださっているということだと今、伺いました。

平成18年度に3市長が県に対して要望した後、平成20年度に県の方から500万円の調査費が出たというふうに伺っております。その後、結局そういうふうな流れでそのまま真っすぐ行けば、もうちょっと進んだかなというふうに思うんですけども、その後、なぜか、当時の行政が熱心でなくて、弁之庄・木戸線についてはそのまま棚上げになってしまったような印象を私、一市民として持っております。

やっぱりこの尺土駅に、この駅というものにつきましては、これはあくまでも交通の結節点だと思います。この電車で人が大量に行き来をする、線路に向かって行き来する。そして、ここで乗りおりをしますけれども、この駅前広場ができて、ここで人が乗りおりが楽になると、これで完了するものではないというふうに思います。やはりこの道ができれば、ここに尺土駅というのはこの葛城市内で、ほかにも駅がございますけれども、1つは特急停車駅であるということ、それから急行がとまるのもこの尺土駅のみであります。それからあと、各駅の前に立っておりますと、やはり広範囲から車で送り迎えをされる。その風景が見られるのも、やはり尺土駅が一番大きい。そういう意味で、この尺土駅前とあわせて、この道路の整備をしなければ、この駅前の開発の意味はなくなってくるというふうに思います。これで大体できたら半分、あとここにスムーズに車が進入できるということが、これが大事であろうというふうに思います。

さて、この尺土駅の前でいろいろと話を聞いておりますと、今回、ようやく1月から工事に入っておられるんですが、特に去年ぐらいですか、尺土駅の中に、ホームの中にエレベーターが設置をされまして、特に南大阪線と御所線との乗りかえは便利になったんですけども、皆さん、それでエレベーターのよさを実感された上で、何で尺土駅の外にエレベーターがないねんというふうな声をよく聞きます。

今、尺土駅の駅前整備、これをちょっと簡単に私の下手くそな図でつくっております。ちょっとこう情報を全部これきれいに書いているわけじゃなくって、情報をはしょってるんで

すけれども、今、尺土駅がありまして、ここの道路整備、道路がこう、ここ、来ております。この南側に駅前広場というふうにあります、ここに、いわゆる歩道橋をつくって、エレベーターをここに設置をするという計画になっております。これ私がつくった略図ですので、実はエレベーターを越えたところに階段もここでおりられるようになってるんですけども、駅前広場は、いわゆる階段、それからエレベーターと、こういうふうな形になってます。雨の日なんか、特にこの歩道橋というのは、これ雨ざらしの状態になってますので、計画の予想図を見ましたら、例えば、ベビーカーを持ったお母さん方、そういった人が一旦ここで雨が降ってる、風が吹いてるときに駅でおりますと、エレベーターに乗るためにここで1回傘を差します。傘を差して、また、たたんでエレベーターに乗るとい、何かこう非常に使いにくそうに、市民目線でいうと、そのように思うわけです。また尺土駅の中に既にエレベーターがついてるのに外側にはないというふうなことを聞きますと、今、どうしても用地買収の問題とかで駅前広場というのは、すぐ手がつけられない状態になってはいますけれども、例えばエレベーターをここにつけるのではなく、この尺土駅にこう近接して、このようにつけたらどうかというふうに、ぱっとこう素人としてはこのように考えるわけなんですけれども、これについてはいかがなものでしょうか。実現可能なもんなんですか。答弁をお願いいたします。

**吉村議長** 増井都市整備部長。

**増井都市整備部長** ただいまの吉村議員のご質問でございます。

エレベーターを建設して、先にできないかというようなご質問でございますが、現在、地権者との交渉を続けておるところでございます。完成予想図にもありますように、南側にエレベーター等の設置につきましては、駅への利用の目的のために設置するものでございます。広場整備とともに歩道橋の設置、並びに駅舎の改良工事、そして、地下通路の改修なども含めた一体的な工事ということで捉えておりますので、現状では、先行してのエレベーターの設置工事はできないという状況にあるということでご理解をさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

**吉村議長** 吉村君。

**吉村始議員** 今、ご答弁いただきましたけれども、やはりこれと一体化しなければ、エレベーターだけ先につけるといのは難しいというふうな話でしたけれども、例えば、ちょっとこう設計をさわって、エレベーターを物理的にこちらの方に、こう持ってくるということは難しいものでしょうか。ご答弁をお願いいたします。

**吉村議長** 増井都市整備部長。

**増井都市整備部長** ただいまのご質問でございます。

エレベーターを南側の駅舎のすぐ横に設置できないかというところでございます。まず、先ほどもご説明申し上げましたが、今の完成予想図によりますと、駅のすぐ南側につきましては歩道部分となります。エレベーター等につきましては、歩道を含めた道路部に設置することは不可能でございます。駅前広場内にしか設置することができないということで、駅舎に



近設して設置をするということは非常に難しい状況であるということでご理解をしていただきたいと思います。

以上でございます。

吉村議長 吉村君。

吉村始議員 ご答弁いただきました。

今、ご答弁いただきまして、部長の話伺いまして、なるほど、今、これ道路がここに通っているという、この道路の、どうしてもこのエレベーターをこの歩道の上に設置をする、公道の上に設置をするという形になるというお話でしたので、これはさすがに、やはりエレベーターをつけるのがやはり困難かなというふうに思いました。この設計は恐らく私が尺土駅前、市民として通ってましたら、大体5年、6年ぐらい前にこの設計はなされて、そして、建設されたものだというふうに思いますけれども、尺土駅のここにエスカレーターと階段はこちらの方についてございます。ここでおりた方は、この歩道を通る形になります。エレベーターを使われた方は1回、歩道橋を渡ってから、こちらの南側のこの歩道を使うことになります。この間、ここには横断歩道は設置はされないというふうに伺っております。ここでおりはった人は、ずっと端まで行って、この東の端の横断歩道を利用する。こちらの方は西の方に行って横断歩道を利用するというふうなことだと伺っております。

また、この地下通路につきましては、ずっとこう延ばしまして、今はこの道に直接、接続する形でL字形にこうついているんですけども、この駅前広場がありまして、このところにぐっとこう延ばしてきて、こちらの方に行くというふうな形で、この地下道との兼ね合いもありまして、エレベーターというのはなかなか難しいのかなというふうに理解をいたしております。地下通路におきまして、尺土駅がもともと、本来東の方に地上駅のときはあったんですが、今の橋上駅の方に持ってくるときに、もともとあった踏切が1つあったのがなくなったということで、その経緯もあって、この地下通路がついたようにも伺っております。

さて、私、つらつらとこの完成予想図とかを、これを見ておりましたときに、やはり今となっては、もう道路がこちらの方、ここにかかるというふうな形で、尺土駅の真南を通る形で設計もなされていて、もう既に以前の工事もなされているので、今、これを変えるというのは、相当難しいことなのではないかと思うんですけども、もう、この市民としての素朴な気持ちとしましては、6年前にこの駅前広場、これを設計したときに、何でこんな使いにくいといいますか、エレベーターが一々傘を差して渡らなきゃいかんような、そういうところにエレベーターを設置したんだろうと、市民目線が欠けていたのではないかなというふうに私は思うものであります。

ちょっと参考までに伺いたいんですが、これをまた設計し直すというふうなことは大変だろうと思いますので、これは現実的ではないんだろうなというふうなことも思うんですけども、一応全体の用地取得も入れての総事業費と、それからあと、今までどれぐらい消化できているのかということ、それからあわせまして、この設計とか測量とか、それから補償鑑定とかにかかわる委託料、これでどれぐらいかかるのか、そのことをお尋ねいたします。

**吉村議長** 増井都市整備部長。

**増井都市整備部長** ただいまの吉村議員のご質問でございます。尺土駅前周辺整備事業の全体事業費といたしましては18億8,000万円の事業費を想定いたしております。現在はそのうちの約半分、9億円ほどを平成28年度までで執行をさせていただいておるところでございます。委託につきましては、測量設計と補償の鑑定等の委託費といたしまして1億2,000万円ほど現在まで執行をさせていただいたというような経緯でございます。

以上でございます。

**吉村議長** 吉村君。

**吉村始議員** ご答弁いただきました。

尺土駅前、この全体事業費としては18億8,000万円かかるということでありまして、今後の葛城市の発展ということを考えましたら、この尺土駅の開発ということは、いの一番に、やはり行われなければならなかったんじゃないか、私はそのように思います。この数年間、尺土駅を私は利用するたびに、遅々として進まないこの尺土駅前開発、これについてはいら立っておりました。そして、当時の葛城市行政は尺土駅よりも新道の駅だということで、この18億8,000万円の事業よりも33億円の道の駅、こちらの方を優先しておられたと。これは市民感覚でいうと到底、やはりこれは違うんじゃないか、順番が違うのではないかというふうに私は常々考えておりました。

今、尺土駅、ようやく動き出しております。また、用地買収も日々日々進めておられまして、あと何件かを残して努力をされていると伺っております。これから尺土駅前のこちらの方の駅前広場の開発の方は進んでいくと思っておりますけれども、やっぱり南北軸、このことも含めまして、先ほど申しましたように、葛城市の発展のためには駅前だけじゃなくって、この道、特に今、とまっております、いわゆる弁之庄・木戸線、これにかわる道路、あるいは弁之庄・木戸線をやはりまた復活させてやるのか、そういった南北の道、このことについても私は葛城市行政がまちづくりのために絶対に行政しかできないことですので、これをやっていただきたいというふうに思うわけですが、この尺土駅を中心としたこの道路網といますか、葛城市全体のことににつきまして、このことにつきまして市長に今後、どのように見通しというか、お考えがあるのか、どのようなことなのかということをお伺いしたいと思います。

**吉村議長** 阿古市長。

**阿古市長** 議員のご質問にお答えしたいと思います。

新市建設計画にうたわれました尺土駅前広場等整備事業につきましては、葛城市が誕生するに当たりましての優先度の非常に高い事業だと認識しております。合併の象徴的な事業でありますので、できるだけ急いで完結したいという思いでございます。

それと、もう一つ、南北の道に関しましてご質問ございました。議員おっしゃるとおり、駅の整備だけをやって、それで終わりであってはいけないと考えております。今、県とも打ち合わせの最中でございますので、それもいち早く着手をしたいと思っております。ただ、部長の方から説明がありましたように、今、市の単費でそれを整備するということは財政上、非常

に困難でございますので、当然のことながら、県、国の援助を受けながらの整備になると思います。道の事業といたしますのは、かなり時間がかかりますが、何とかその突破口を、今、おっしゃるように平成18年度ございましたその計画を再度、復活した中で、新たな事業として取り組んでいかないといけないという思いでございます。

以上でございます。

**吉村議長** 吉村君。

**吉村始議員** ありがとうございます。ご答弁いただきました。

やはり、きのう、ほかの議員の一般質問で伺ったんですが、奈良モデルということも含めまして、やはりいろんな方策から、やはり助成金、補助金、そういうことを引っ張って、なかなか市の単費では大変なことです。いろいろと工夫をしていただいて、何とか平成18年度から、もうせっかくこの合併のときに流れがあったこの葛城市の全体発展、それをやはり今後、今、またやらなければ後顧に憂いを残すと思いますので、そういうことにならないように、ぜひともお願いをしたいというふうに思っております。この尺土駅周辺については以上でございます。

済みません。ちょっと1つ言い忘れまして、もう1回、ごめんなさい。先ほどの話に戻ります。この図で、私、実は、これ市の行政と直接というわけじゃないんですけど、やっぱり関空のリムジンバスがやはり、これ尺土駅に来てもらうと、やはり御所線の方も利用してもらえるとということで、これはいいかなというふうに思っております。先ほども話にありましたこの弁之庄・木戸線ということで、この南北の軸がずどんとこちらの方に抜けますと、いわゆる尺土の交差点で曲がってきた車が尺土駅前広場でとまりまして、例えば、関空のリムジンバスでも、ここから磐城第二保育所から南の方へ抜けまして、そして、高田バイパス、南阪奈道を通って空港の方に行けると、そういうふうなことも将来的には考えられる。そうすれば、やはりこの市民目線と先ほど申しましたけれども、のどかな尺土駅がこのリムジンバスも利用する、そうやって人が集まってくる、そういった駅に変わってくる、イメージも変わってくる、発展したなというふうなことに思っただけの方も多んじゃないかなというふうに思います。

ということで、周辺の利便性、そしてまた、市の広域の交通網のことに加えまして、やはり葛城市の発展を象徴する場所だというふうに私も考えておりました。今後も注視していきたいと思っております。済みません。ちょっと言い忘れておりました。

続きまして、新町周辺スポーツゾーンの今後の整備と運営についてお伺いいたします。新町周辺にはスポーツ施設が幾つかございます。とりわけ市民体育祭などで利用される新庄第1健民グラウンド、いわゆるメイングラウンドとスポ少のサッカーとかでよく利用されてます新町運動公園、いわゆるサブグラウンド、市民になじみ深いところだと思います。このメイングラウンド、サブグラウンドも含めたこの新町周辺にはいろいろなスポーツ施設がございますが、このスポーツゾーン計画、これの現状と今後の方向性についてお伺いをしたいと存じます。お願いいたします。

**吉村議長** 和田教育部長。

**和田教育部長** おはようございます。教育部長の和田でございます。よろしくお願いいたします。

ただいまのご質問の新町スポーツゾーン計画でございますが、新町周辺の体育施設の老朽化に伴います更新と市民の健康寿命の増進を図るため、周辺を一体的に整備することを目的に、平成27年度に葛城市新町スポーツゾーン基本計画を策定いたしましたところでございます。平成28年度に国交省の補助金を受けて、事業手法等検討委託業務を実施した結果、PFI方式、指定管理方式に基づく事業手法として、まず、1つ目といたしまして国際レベルの大会でも利用できる施設、2つ目といたしまして市民が気軽に運動に親しめる施設、また、3つ目といたしましてその中間規模といたしまして、例えば、中高生などの県大会などに利用できる施設として3パターンをまず想定いたしました。

その中で、芝生の張りかえ候補、各施設の整備範囲候補など、それぞれのパターンの総事業費、活用予定の補助金事業等、まとめられた結果の報告書が一旦作成されたものでございます。今後の整備方針といたしましては、この3パターンから1つのパターンを決定するものではなく、財政面など考慮しながら、施設ごとの更新の優先順位を設け、補助事業との調整も図りながら工事を実施する予定でございます。

以上でございます。

**吉村議長** 吉村君。

**吉村始議員** ご答弁を頂戴いたしました。

今、お話しくださった中で3つのパターンを想定をして、平成28年度、国交省の補助金を受けていろいろと想定をされたと。それぞれ、やはり整備しようとする、相当の費用と年月がかかるものだなというふうに承知をしております。

私の聞いたところによりますと、国際レベルの今、おっしゃった大会で利用できる施設となりますと、整備するのに当時、30億7,000万円かかると。それから中間規模の、いわゆる中高生などの県大会に利用できる施設としようとする、と23億円程度かかると。市民が気軽に運動に親しめる施設にしようとしても12億円程度はかかるよということ、結構やっぱりお金がかかるということです、やっぱり、それは実際に利用される方の意見も聞きながら、やはり時間はかかるかもしれませんが、長く使えるような、そういった施設にやっぱりしていかなければいけないんじゃないかなと。それから、もう葛城市の財政面のことも含めながら、やっぱり今年、来年ということはなかなか難しいと思いますけれども、計画を練ってお願いできたらなと思います。

さて、特に今、いろんな施設がありますけれども、その中で、メイングラウンドとサブグラウンドは、ともに天然芝のグラウンドであります。以前、私、息子がサッカーのスポ少にいましたんで、それで話を聞いていると、サブグラウンド、人工芝化したらどうやという話もありまして、人工芝のほかの自治体なんかに行きますと、そういうのを見ると、えらいきれいに見えましたんで、ああ、いいなというふうに思ってたんですが、人工芝は人工芝のメリットもありますけれども、やっぱりデメリットもある。天然芝は何といてもプレーヤーに優しくったりとか、あと初期投資としては少ない。人工芝の方が初期投資としては多いというふうなことです。そして、人工芝の方も半永久的にもつもんじゃなくって、やっぱり5、

6年で下手したら張りかえの、やっぱり芝が寝てしまいますんで張りかえる必要があるというふうにも聞いております。

まず、ちょっと芝生のことについて伺いますけれども、現在の芝生は昭和59年に行われましたわかき国体のときに整備されて、相当傷んでるというふうなことを聞いております。芝生の張りかえの要望をよく耳にいたします。今後、その天然芝、人工芝、どういうふうにお考えなのかということも含めまして、施工時期などもわかってる範囲内、こういう見通しやでということをお教えいただけたらありがたいと思います。

**吉村議長** 和田教育部長。

**和田教育部長** ただいまご質問の芝生の張りかえの件でございますが、この芝生の方、老朽化の方が進んでるのも事実でございます。そうしたことから芝生の張りかえを現在、計画はしておりますが、天然芝、人工芝の判断や施工時期など、具体的な手法については、ただいま検討中ということでございます。

以上でございます。

**吉村議長** 吉村君。

**吉村始議員** 今、ご答弁を頂戴いたしました。今、ご答弁で人工芝の判断とか、施工時期につきましては、まだ今、検討中だということをしていただきました。

もし、天然芝で張りかえしましたら、その維持管理というのは、やはり一定の費用がかかってくるものと思います。専門知識を持ったスタッフがやはりやるということが肝要であろうかと思えます。芝生に、例えば水をまく際も、安く上げようとするとう池の水を引っ張ってきてまけばいいわけなんですけども、そうしますと、雑草の種も水と一緒にまいてしまうということで、そうすると、やはり水道水というのが一番いいというふうにも伺っております。また今、水道水をまくに当たって、プレーに邪魔にならないように、下の方に、あらかじめ排水とか散水施設を用意をするということも今、やられてるそうですので、また、そのことも含めて、また今後、ご検討いただけたらいいなというふうに思います。

さて、そうなりますと、やはりこの芝生の維持管理には、1つは、やはり費用がかかる、そして、専門の知識を持った職員にお願いをするということになれば、そういう人件費もかかってまいります。それから、あと芝生のことを第一に考えれば、今は申し込みがありましたら、どんどん使ってもらってるというふうな感じであろうと思いますけれども、やはり芝生を守るために一定の使用制限というふうなこともかかってくると思いますが、そうなるとう有料にするとか、そういうふうなことも含めて、その費用を捻出するためのことも考えなきゃいかんというふうに思うんですが、そうした際、今後の運用、そういったことについて、現時点でどのようにお考えになってるのか、そのあたりを伺えたらと思います。よろしく願いいたします。

**吉村議長** 和田教育部長。

**和田教育部長** ご質問の運用の方でございますが、現行の運用は市内にある運動場、グラウンドの中で条例上の使用料の規定があるのは新町公園球技場と農村広場のみでございます。したがって、新庄第1健民運動場を含む3カ所の健民運動場は使用料の規定がございません。しかしなが

ら、新町公園球技場と農村広場も、市内在住、在勤の方の利用の場合は減免措置により無料となっております。なお、市内在住、在勤の方を含む県大会等の場合は、条例規定に基づく使用料を負担していただいております。使用料の有料化は、市内の全体の施設とのバランスも含めまして、今後の検討課題とさせていただきます。

**吉村議長** 吉村君。

**吉村始議員** ご答弁をいただきました。今後、やはりさまざま施設、ほかのこともあろうかと思いますが、そのバランスも含めて有料化を検討をしていただくというふうに伺いました。

あと、やはりこの芝生、やっぱりこの維持管理、長く使ってもらわなければいけないということと、それから最初の答弁にもありましたように、1つは、なぜこのようなお金をかけてスポーツ施設を整備してるのかというと、やはり体育施設の老朽化に伴う更新ということはもちろんあろうかと思うんですけども、答弁にもありましたように、市民の健康寿命を延ばすということで、やはり老若男女が使ってもらえる、例えばサッカー、先ほど一例として挙げましたけれども、それだけじゃなくって、やっぱりラグビーであるとか、グランドゴルフであるとか、そういうさまざまな人たちに使ってもらえるというふうなものとして、市民のための施設として今後、運営をお願いしたい。

反対に、運営というのはなかなか難しいとは思いますが、どうしても市外の方たちが結果的に利用してしまっていると、そういうことになると、やはり本末転倒であろうかなど、そういう部分もあろうと思いますので、また、このあたりも検討をお願いしたいなというふうに思います。

最後に今、芝生について伺いました。芝生の張りかえの要望が多いと先ほど伺いましたが、それと同時に、トイレの改修についての要望も、特に若いお母さん方からいただいております。今、ショッピングモールとか、あるいは大阪市営地下鉄とか、トイレがどんどんきれいになりまして、特に洋式化もされてくる中で、やはりきれいなトイレというふうに言われてます。トイレがやっぱり古いと、何とかしてほしいという声は聞きます。それと同時に、トイレの数が少ないよという声も聞きます。

もう一つは、今、メイングラウンド、1カ所のみ設置がされていますが、そのサブグラウンド等にも設置してほしい、あるいはメイングラウンドの西側、そちらの方、そのスタンドの反対側の方にもつけてほしいというようなことも伺っております。改修をするときにトイレだけ改修するというのも現実的じゃないと思いますので、トイレも含めました管理棟、放送室とか倉庫とか、そういった改築も必要となってくると思うんですが、この方向性、計画についても伺いできればと存じます。

**吉村議長** 和田教育部長。

**和田教育部長** 今現在、計画しておるところでございますが、新庄第1健民運動場のスタンド席の上の管理棟、放送室、倉庫、トイレなどでございますが、これらは全体の改築の方を予定しておりまして、トイレの洋式化も公園長寿命化事業を活用して計画しておるところでございます。また、スタンド席の階段沿いに手すりの設置も検討しておるところでございます。

以上でございます。

**吉村議長** 吉村君。

**吉村始議員** 今、ご答弁いただきました。こうやって公園、トイレも洋式化するということになりましたら、やはり利用者の方も非常に助かると、喜ばれるというふうに思います。私の質問については以上なんですけれども、やはりこの市民目線と一番最初に申しましたけれども、素朴な市民の気持ちとしまして、やはりよく利用するところがきれいになったり、改善されているということがやっぱり行政が生きてるなというふうには実感ができる部分だろうと思います。

先ほども申しましたけれども、尺土駅のところにリムジンバスが来るというふうなところを見ましたら、やはり尺土駅前も立派になったなというふうには思ってもらえたりとか、そういうふうなこともあります。私も今後やっぱりいろいろと、まだまだ勉強不足ですので、勉強してまいりたいと思いますけれども、このやっぱり素朴な市民目線と申しますか、行政のプロの方から見ますと非常に素朴なと申しますか、ある意味、また思いつきに近いというようなものもあるのかもわかりませんが、そういった市民にとってわかりやすい目線、これが非常に大事だと、その目線をしっかりと酌み取って実行していくということが葛城市の活性化につながる、このように私は信念を持っているものでございます。ですので、このことも忘れずに、これからの活動もしてまいりたいと思いますし、また、今後の一般質問の機会でも、常にこの気持ちを持ちましてさせていただきたいと思っております。

以上、これで私の一般質問は終了させていただきます。ありがとうございました。

**吉村議長** 吉村始君の発言を終結いたします。

次に、4番、奥本佳史君の発言を許します。一問一答方式で行われます。

4番、奥本佳史君。

**奥本議員** 皆さん、こんにちは。奥本佳史でございます。私も今回、初めての一般質問ということで頑張りたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

私の質問は2点でございます。まず初めに、公共バスの防犯対策活用について、そして、プログラミング教育の展望についての2点でございます。質問については質問席にて一問一答方式で行ってまいりますので、よろしくお願いいたします。

**吉村議長** 奥本君。

**奥本議員** それでは質問に入らせていただきます。最初に、公共バスの防犯対策活用についてです。

私は過去6年にわたってPTA・育友会活動に身を置いておりますが、市内各小・中学校のPTAでは、毎年新学期が始まると校区内の危険箇所の洗い出し、それから通学路の安全点検を行っております。特に通学路につきましては、市PTA協議会で各校の要望を集約して市長に提出し、教育委員会、生活安全課、建設課、警察、国道事務所等の関係機関で検討していただいた後で、改善対応をしていただいております。おかげさまで、子どもたちが安全に通学できる環境が徐々に実現してまいりました。

ところが、その中で幾ら要望してもなかなか解決に向かわない、そういう事案がございます。それは通学路上の防犯灯、街灯の設置要望です。この街灯設置については、その道路をどこが管理しているか、つまり国道、県道、市道、そういう区分によって対応の進捗が異なる

っております。一般市民の感覚からいたしますと、国家が管理している国道でしたら、い  
一番に整備されてしかるべきと感ずるわけでありましたが、実際はその逆で県道、国道、そ  
ういう管理区分が上に行けば行くほど、なかなか改善要望が通らない、それが現実でござい  
ます。

一例を挙げます。香芝市から大字加守、新在家、染野、當麻を通過して當麻寺参道と交わる  
當麻寺交差点までの国道165号線、通称山麓線ですけれども、この當麻寺北交差点から染野交  
差点に至る約700メートルの区間、この区間の街灯がありません。一部熊谷川橋南詰、つま  
りゆうあいステーションから下ってきたところの交差点なんです、その交差点内だけ街  
灯が設置されています。それ以外は付近に民家もあらず、非常に暗い中を白鳳中学校の生徒  
が通学路として使っております。

この区間は日中でも、ほぼ歩行者が通らない、まして日が暮れた夕方以降の下校時には道  
路を行き交う自動車の明かりだけという、そういう状況になります。これまで何度かの不審  
者の目撃情報に加えて、歩道上にいかがわしい雑誌が散乱していたり、女生徒が夕方に不審  
者に追いかけられた事案もございします。そしてさらに、夜間に女子大生が薄暗い交差点付  
近より後をつけられ、自宅前で不審な乗用車に引き込まれかけるといふ拉致未遂も発生して  
おります。生徒や保護者の間に不安の声が上がっているのは当然だと思います。

そこで、当該区間の通学路における街灯設置が待たれるわけなのですが、毎年PTAか  
ら出している街灯設置要望に対しては明確な回答を得られないまま、何年も時間だけが経過  
している状況です。では、実際のところ、この要望はいずれか将来において本当に実現する  
んでしょうか。総務部長にお聞きしたいと思います。

**吉村議長** 安川総務部長。

**安川総務部長** 失礼いたします。総務部の安川でございます。よろしくお願ひいたします。

ただいま議員のご質問でございます。今、ご指摘のありました国道165号線の歩道におき  
ます街灯設置につきましては、過去から学校要望が提出されておまして、本市からも国道  
事務所に対しまして要望をしておりますが、その回答といたしまして、過去から国道設置後  
に道路照明灯を新設した工事实績がないとの説明によりまして、非常に難しい状況になっ  
ておるところでございます。

また、葛城市の防犯におきます交通安全対策につきましては、夜間における住民の防犯対  
策の推進と交通安全の確保を図るため、平成17年度に街灯等整備事業補助金交付要綱を定め  
まして、市道に大字が設置する街灯に補助金を交付することで拡充を図ってきたところ  
でございます。しかしながら、大字間の街灯設置につきましては現状といたしまして、な  
かなか進みにくい状況もございまして、平成28年度からは、葛城市主導による街灯設置の  
取り組みを行っておるところでございます。

なお、通学路を対象といたしました大字間の街灯設置につきましては、まず大字境界や通  
学路の状況、また既存の街灯箇所等、さらに電柱の位置などの現場確認を調査いたしまし  
て、その上でまた、学校や教育委員会と協議した上で設置場所を具体的に選定いたしまし  
て、さらに、隣地の土地所有者及び両大字の区長様方の承認を得るなど、そういった手  
続が必要と



なります。事前に関係課とも調整の上、今後、さらに検討を進めてまいりたいと考えておるところでございます。

以上でございます。

**吉村議長** 奥本君。

**奥本議員** ご説明ありがとうございます。ただいま、設置済みの国道には街灯を後から追加した実績はないという説明を受けまして、これまで私たちPTAが行っていた国道への街灯設置要望は全くの無駄だったということがよくわかりました。非常に残念なことは、実現見込みのない要望であるとわかっていたのなら、違った形での要望をできませんかと、そういうアドバイスをいただきたかったです。今や、子どもを持つ我々保護者はほとんどが皆、日中働いております。その時間、合間を縫って通学路の点検、見回りを行っております。今後はそういうことも酌んでいただいて、時間が無駄にならないようにご配慮をお願いしたいと思います。さて、街灯設置が難しいということですので、別の観点からの解決方法を探ることいたします。

古い話にさかのぼりますけれども、今から12年前の平成17年12月、通学途上で児童が犯罪に巻き込まれる事案が多発しました。これを受けて政府は、犯罪から子どもを守るための対策として取りまとめた中で、緊急に対策を要する講ずべき政策として「路線バスを活用した通学時の安全確保」というものを掲げました。

これを受けまして翌年、平成18年2月、文部科学省から「登下校時における児童・生徒の安全確保のための路線バス等の活用について」、警察庁からは「路線バス等を活用した通学時の安全確保について」、また総務省においては「登下校時における児童・生徒の安全確保のための路線バス等の活用について」、さらに国土交通省からも、「登下校時における児童・生徒の安全確保のための路線バス等の活用について」という通知が関係各所に送られ、スクールバスとしての活用が示されていると思います。

さらに、このスクールバスなんですけれども、その後の平成22年、文部科学省が「スクールバスの概要」として通達後の運用状況を調べております。その文書によりますと、スクールバスは路線バス、コミュニティバス、企業等の所有する送迎バスがこれに該当すると示され、このうち、実際にコミュニティバスをスクールバスとして採用している自治体、これは全国にございます。宮城県石巻市、静岡県島田市、愛知県豊明市、兵庫県養父市、兵庫県三木市、長崎市、非常に全国に多くの自治体が存在しております。

ここで話を戻して、防犯対策が必要な箇所について、その区間についてコミュニティバスの利用を認めることで通学の安全対策に寄与するのではと考えます。本年6月2日の第2回定例議会において、下村議員よりコミュニティバスを通学に利用できるようお願いしたいという質問もございました。今、ここで改めて市としての見解を企画部長に伺いたいと思います。

**吉村議長** 飯島企画部長。

**飯島企画部長** 企画部の飯島でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

ただいまの奥本議員のご質問につきまして回答させていただきます。議員のご案内がござ

いました、先の6月議会でございますが、下村議員の一般質問に対しまして、当時の本田総合政策企画監兼企画部長が答弁させていただいておりますが、中学校の生徒がコミュニティバスを利用できないかという点につきましては、生徒がほかの乗客と乗り合いの形で料金をお支払いいただいてコミュニティバスをご利用いただく分には法制度上、問題はございません。

なお、昨日の松林議員の答弁でも申し上げましたけども、現在運行しておりますコミュニティバスにつきましては、10月より地域公共交通活性化協議会におきまして、路線運行ルートやデマンド型交通の導入も視野に入れた運用形態に係る全体的な見直しの検討を始めているところでございます。防犯対策の見地から公共バス、コミュニティバス等を通学に活用することにつきましては、教育委員会部局とも連携いたしまして、地域公共交通活性化協議会におきまして、論点の1つとして取り上げる方向で調整してまいりたいと考える所存でございます。

以上でございます。

**吉村議長** 奥本君。

**奥本議員** 防犯対策としての見地からコミュニティバスを通学利用に活用することについて、論点の1つとして取り上げていただくということ、ありがとうございます。

続きまして、教育委員会サイドとしての見解もお伺いしたいと思います。

**吉村議長** 和田教育部長。

**和田教育部長** これまでの中学校の通学におきましては、コミュニティバスは買い物や病院、公共施設利用等の、いわゆる交通弱者の対策で運行しているという趣旨から、原則、特別な理由がない限り、利用はしないよう指導してまいったところでございます。

そんな中で今後、登下校する生徒の人数、コミュニティバスの運行ルート、登下校時に利用可能な時間、時刻などを含め、その可能性については今後、担当部局と連携しながら、引き続き協議してまいりたいと思います。

以上でございます。

**吉村議長** 奥本君。

**奥本議員** ただいまのご答弁、6月の下村議員のご答弁と同じ内容でございました。どうもありがとうございます。

1つお尋ねいたしますが、今のご説明の中で「交通弱者」というものがございました。そもそも交通弱者という表現なんですけども、私は2つの意味があると思います。1つ、自動車中心の社会において、年少者、要介護者、一部の高齢者や障がい者など、みずから自分で車を運転することができない、あるいは自家用の交通手段を持たないそういう人、公共交通機関が整備されていない地域に住んでいて買い物など、日常的な移動にも不便を強いられているそういう方、これが1つの意味です。2つ目、交通事故等の場合において、加害者となる自動車に対して、被害者となりやすい子どもや高齢者などの歩行者を意味する、この2つが交通弱者だと私は思うわけですが、今のご答弁の中では、その「交通弱者」には中学生は入らないというふうに聞き取れるんですが、中学生は「交通弱者」ではないのでしょ

うか。

**吉村議長** 和田教育部長。

**和田教育部長** 買い物や病院、公共施設利用等の利用を想定した運行というふうに考えております。

一般の方を想定し、通学の利用は想定いたしておりません。

以上でございます。

**吉村議長** 奥本君。

**奥本議員** 少し苦しい言いわけに聞こえないでもないんですけども、要するに現状の状態では、葛城市のコミュニティバスは、たとえ防犯対策といえども、現状では通学に使うのは好ましくないということだと受け取りました。このコミュニティバスなんですけど、空気を運んでいるんじゃないか、一体誰が使ってるんやと、いろんいうわさが飛び交っております、そういうバス事業ですけども、スタート段階において利用の可能性をもっと探るべきではなかったかと、非常に残念でなりません。そもそも廃止される奈良交通の路線バスの代替措置として導入した、そこまでは理解できます。ところがそれ以外、いろんな枝線、追加路線の必要性についての議論が本当に真剣になされたのかどうかという思いが拭い去れません。このバスは国からの補助金が出ているから葛城市の懐は痛まへん、そういう声も聞こえます。最初から補助金を当てにしている事業、その補助金が縮小、またはなくなったらどうするんですか。本当に使いたい、こういう利用をいたしたい、使えたらいいな、そういう声は実はあるのに、その方たちが使えないバスというのは一体何なんでしょうか。国からの補助金も国民の税金で成り立ってます。厳密には利用の用途は異なりますけども、子どもだってお菓子を買ったり、本を買ったり、文房具を買ったり、その場合に消費税という税金を納めている納税者です。納税している以上、自治体のサービスを受ける権利は当然あると思うのですが、現状のバス事業、一部の納税者にだけ向いてるようにしか見えません。

飯島企画部長から地域公共交通活性化協議会において、デマンド型交通の導入も視野に入れていると先ほどご説明いただきました。そして、昨日の松林議員への答弁の中で、デマンド交通は待機時間、アイドルタイムの問題があると説明されていまして。これについて私から言わせていただければ、これも認識不足と思います。

国土交通省はデマンド型交通に対して運行方式を4区分に分けております。1型、2型、3型、4型。今、おっしゃってるアイドル時間が非常に長い、無駄になるというのはフルデマンド方式の4型、このタイプを指すと思います。ところが、残り1型から3型までのデマンド方式を検討することによってアイドル時間を極力詰めて、非常にコストの少ない運行が可能となります。

また、隣の香芝市でも導入されているように、東京大学の大学院が開発した無料で使えるオンデマンドの交通システムがございます。これと組み合わせることによって、低コストで利用頻度を高めるバス事業とすることも可能です。いずれにせよ、デマンド型交通に関して言及されるのであれば、今後、葛城市がこういった形でさまざまな利用ニーズに応えられるバス事業を運行できるか、そういう検討をしていただきたいと思います。

このバス事業をさまざまな世代、ニーズに対応するため、また今、現状の内容を変更する

という検討事項は非常にきつい話になると思います。でも、誰かがどこかで悪者にならないと、これは進まないと思います。今、本気で取り組む時期に来ているのではないのでしょうか。市側は不退転の決意をもって、このバス事業の再編、見直しに進んでいっていただきたいと、そう思うわけでございます。

話、横道にそれでしたが、本題の通学路の防犯対策の見地からのコミュニティバスの活用が難しいというのでございましたら、別の可能性、例えば通学ルートを変更する、変更の可能性を視野に入れる、いろんな代替措置も考えられます。そういう見直し等も含めた対応をお願いして、1つ目の私からの質問を終わらせていただきたいと思います。

続きまして、2つ目、プログラミング教育の展望についての質問をさせていただきます。今現状、携帯電話、これはスマートフォンに置きかわっておりますが、ほとんどの方がお持ちです。生活のあらゆるものがインターネットにつながるというI o Tという言葉も出ております。人工知能、A Iという言葉もあります。ビッグデータ、さまざまな利用するデータ、一見雑多であります。その雑多なデータの集まりの中にいろんな可能性がある、それをうまく生かしていくという、それを最適な解を導き出して活用していくという新しい産業の形、これが進んでおります。これを巷では「第4次産業革命」と言っている方もいらっしゃるわけなんです。今後、この状況が続くのであれば、アメリカのオックスフォード大学のマイケル・オズボーン教授によりますと、今後、20年間の間に47%の現在の仕事が無くなり、機械にとってかわられる、そういう予想があります。

これからの子どもたち、社会に出たときに仕事がない、そういう状況もささやかれております。そしたら、それをどうするのか。私たち個々の情報化の推進、それが大きな課題となってきます。文部科学省では平成32年度より、小学校を皮切りにプログラミング教育を必須化し、公教育で情報活用能力を育てる、そういうことを明言しております。もう既に中学校では技術の時間、高校では情報の時間。平成32年度以降の小学校の後と言われておりますが、既に中学校、高校ではプログラミング教育が始まっております。今、ここで小学生から始めるこの意味、それらを含めて本市のプログラミング教育の必須化に向けた体制づくりはどうなっているかについてお伺いしたいと思います。

全国に目を向けますと、もう既に民間の事業者と連携したり、独自の施策を持ってプログラミング教育に取り組んでいる事例が多々見受けられます。今現在、本市においては、そのあたり、具体的に事例はあるのか、どうなっているのか、そのあたりをお聞きしたいと思います。

**吉村議長** 和田教育部長。

**和田教育部長** 教育部長の和田でございます。よろしくお願いたします。

プログラミング教育とは、子どもたちにコンピューターに意図した処理を行うように指示することができるということを経験させながら、将来どのような職業につくとしても、時代を超えて普遍的に求められる力としてのプログラミング的思考などを育成するものでございます。

小学校段階におけるプログラミング教育については知識、技能としての身近な生活でコン

コンピューターが活用されていることや問題の解決に必要な手順があることに気づくこと。思考力、判断力、表現力等、発達の段階に即してプログラミング的思考、すなわち自分が意図する一連の活動を実現するために、どのような動きの組み合わせが必要であり、1つ1つの動きに対応した記号を組み合わせたらいいのか、記号の組み合わせをどのように改善していけば、より意図した活動に近づくのかといったことを論理的に考えていく力を育成することです。学びに向かう力、人間性等、発達の段階に即してコンピューターの働きをよりよい人生や社会づくりに生かそうとする態度を涵養することを目指すものであります。全国で行われている実践事例の中には、お示しのような事例もございますが、葛城市では現在、まだ民間事業者との連携の取り組みの事例はございません。

以上でございます。

**吉村議長** 奥本君。

**奥本議員** 非常に聞いてて訳の分からない内容でございました。私もよくわかりません。実際、文部科学省のホームページやいろんな文章を読んでも、非常に捉えどころのないこの施策がプログラミング教育でございます。でも、今現状、その重要性を認識している自治体においては、できるだけ早く、ほかの自治体に先んじてやっていこう、そういう動きがあるのは事実です。今、葛城市、私も含めてかもしれませんが、なかなかその重要性を認識できてない状況にある。というポジションだけをまず認識できたと、今のご答弁で思いました。

それでは今後、市としてプログラミング教育の必須化の趣旨をどのように解釈し、今の答弁と重なると思うんですけども、今後、どう進めていかれるのか、具体的な方法というか、何かビジョンをお持ちでしょうか。そのあたりをお聞きできればと思います。

**吉村議長** 和田教育部長。

**和田教育部長** 2020年度より全面施行で全教員が実施とされているプログラミング教育ですが、児童・生徒たちが時代を超えて普遍的に求められる力としてのプログラミング的思考などを育む教育でございます。単にコンピューターを使用して、そのプログラミング言語を覚えることがプログラミング教育の目的ではございません。パソコン教室を活用し、プログラミング教育を実践するだけでなく、他の教科においても普遍的に求められる考える力、言い換えれば本来、人間が持っているみずみずしい感性を働かせながら、子どもたちがさまざまな学習の中で目的を果たすために、どのような方法で進めていけば一番効率よく、目的に到達することができるかを頭の中でいろいろと想像し、考えることができる能力、こういったものを育てていかなければならないと考えておるところでございます。

コンピューターも1つのツールとして活用はできますが、今、文科省が新学習指導要領で唱えている主体的、対話的で深い学びにも通じるものでございますが、子どもたちが想像力豊かに発想できる能力はコンピューターを使用せずとも、各教科の中で教諭が教材を深く掘り下げ、子どもたち自身が、みずからいろいろな可能性を考察できる学びとして構築すれば、すばらしい教育が展開できるものと考えております。

プログラミング教育という名前イコールコンピューターを使用する教育ではなく、本当に子どもたちにつなげなければならない力を見据え、間違いのない教育活動を展開してい

なければなりません。学校現場では若い先生がふえていますので、彼らの教育力を高め、授業1つ1つがプログラミング教育の要素を含んだ授業展開をしっかりと教材研究の中で考察できるように、先生方への研修も考えていかなければならないと考えているところでございます。

以上でございます。

**吉村議長** 奥本君。

**奥本議員** プログラミング教育というのは社会状況の変化に伴うもの、あるいは社会の要請とも言えますが、間違っただけいけないことは、プログラミングというのはプログラマーを養成するのではなくて、ICT機器、いろんなパソコンとかを使わないまでも、いろんな柔軟な思考ができる、そういうことを育てる力、これを一般には「アンプラグド」と言うんですけども、そういう状況も使い分けながら、ICT機器とも連携を踏まえて、そういう指導方法も考慮いただけたらと思います。

次に、プログラミング教育について、推進に当たって問題となりますのが4つございます。1つ、ICT機器のハード整備の問題、パソコンとか、いろんな情報機器、これの更新の問題。2番目として、それを教える指導教員の養成の問題。3番目として使用する教材、その問題。そして最後に、それをどう指導するのか、指導方法の問題。この4つがあります。

一番問題となるのが2番目の指導教員をどう養成していくか。これが各自治体含めてネックとなり、頭を悩ませているところだと思います。今、実際に先ほど申しましたように民間会社と提携して進めている自治体においては、そのあたりの人材確保を最優先としております。なかなか自治体内部で、あるいは学校内部でそういう人材がない、これが事実です。そうすると、必然的に外部からのそういう専門家を確保する、これが非常に重要なことは明白です。その見通し、そのあたりを教育委員会としてどうお考えでしょうか。

**吉村議長** 和田教育部長。

**和田教育部長** 現行の教育用パソコン機器等の中長期の運用を行いながら、将来的に教材としてコンピューターを使用していくことになっていく若い先生方の教師力を高める1つの要因として、先生方のパソコンのスキルの向上を目的としたICT支援員の導入や、国、他市町村の動静並びに国などの補助事業や民間活力などを視野に入れながら検討、確認しながら、総合教育会議においても、プログラミング教育の方向性を考えていくことが平成30年度にやるべきことというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

**吉村議長** 奥本君。

**奥本議員** 例えば大阪市なんですけども、昨年度より「プログラミング教育推進事業」という専任の担当部局を設置している事例もございます。指導教員が非常に少ない、専門的なプログラミング知識の取得については養成する指導者が絶対的に少ないという現実があるので、民間の力をうまく活用できる体制を早急につくるべきだと考えます。ハード面に関しましても、現状の各学校のICT機器の更新、これはもう既に昨年度までに、ほぼほぼ新しいものに更新は完了されておりますけども、現状は補助金に頼った更新でしかございません。この更新の

期間、これも今後は非常に重要となってきます。そのあたりの財源の見通しというのも、今後は考えていっていただけないと、非常にこう苦しくなるかと、こういうことをやりたいが、このハードでは、この機械では、このパソコンでは古くて使えない、そういうことにならないよう気をつけていってほしいと考えます。

東京の方で、品川区のある小学校では、この指導教員の不足という事例を解消している事例がございます。教員でなく子どもたち自身に教え合わせる、そういうことをやっている学校があります。まず、高学年児童にプログラミング教育を行い、その高学年児童が中学年、低学年の子たちに教える。そしたら教師は何をしているのか、それは助言者、ファシリテーターといいます。助言者の位置づけに専念して、子どもたちがうまくその辺の授業を進められる、そういうふうに見守っている、そういう事例がございます。

ということは、単純にICTのスキルだけでなく、現在の教職員に、先生方においては助言者としてのファシリテーターとしてのスキルの養成、そういうものも必要だと思われま。非常にプログラミング教育としてやるべきこと、広範囲で詳細な内容になってきております。でも、これをどう進めていくかというのは、その教育のビジョン、全てはそれに通じているんじゃないかと私は思います。

我々の年代が子どものときは、かつて旧新庄町、當麻町の時代、奈良県下でも非常に教育のまちとして、先進地として言われておりました。学校には最新のいろんな機器、設備が整い、先生方も非常に意欲的で先進的な授業をされておりました。私たち世代はその恩恵を十二分に受けて大きくなりました。翻って今現状、どうでしょうか。奈良県内、葛城市というのは教育のまち、葛城市へ行けば非常に先進的な教育をやってるよ、そういう声、残念ながら余り聞こえてこないように思います。私は自分たちが受けた教育を同じようなレベルで、そういう教育環境も我々の子どもやこれからの子どもたちに同じ環境を用意してあげたい、そういうことを常々思っております。かつての新庄町、當麻町がそうであったように、葛城市が県下でも有数の教育のトップランナー、「教育のまち葛城市」というふうに胸を張って言えるように、それぐらいの教育のまちを目指していただきたいと、そう思うわけでありま。

プログラミングの教育、一例に挙げましたが、ほかの市町村に対して、それよりも葛城市独自の施策をやっている教育に関しては、こういうことをやっている、そういうことが一目置かれる存在であって初めて、若い子育ての世代は葛城市に住もう、そういう方がふえてきて人口もふえる、現状の維持も可能となると思います。そのきっかけとなるのがプログラミング教育、これがチャンスになると思います。今からそれを進めないと、まだ先の話だという、たかをくくっているのでは遅いです。今、始めてやると何とかほかよりも一歩だけ、半歩だけ前に出られる、そういう状況だと思います。そういう葛城市が教育のまちとして再生するきっかけとなるよう、このプログラミング教育を活用しながら今後の教育体制を進めていっていただけたらと思っております。

それでは最後に、私からお願いがあるんですが、今後、葛城市の教育政策、教育行政は何を目指しているのか、こういうことをやりたいんだと、そういう意気込み、これを教育長の

方から聞かせていただきたいと思います。

吉村議長 杉澤教育長。

杉澤教育長 奥本議員のご意見、ご質問にお答えさせていただきたいと思います。教育長の杉澤でございます。

今、ご意見にありましたように、かつての新庄町、當麻町はしっかり先進的な教育を進めているところだと県下から言われていたというのも事実だと思うんですけども、私、思うんですが、今はその最先端というものを求める時期ではないというふうに考えております。きょう、この質問の中に取り入れていただきましたプログラミング教育も、これも議員も質問の中でおっしゃってございましたけれども、コーディング、プログラム言語を用いた記述方法を教える教育ではない、プログラマーの養成教育ではないということでございますよね。

特に、小学校のプログラミング教育というのは体験すること、これがまず1つ、それからもう一つはコンピューターに意図した処理を行わせるために必要な論理的思考力を身につけること、これがすごく大事なことだというふうに思います。ですので、私はこのプログラミング教育、これを進めるためにはこの論理的思考力を子どもたちに、いかに身につけさせるかというようなところに力点を置きたいというふうに考えております。

そして今、ご指摘のプログラミング学習というのは、きのうの内野議員のときにもお話ししたんですけども、学習指導要領の総則に載っております。中学校とかは技術家庭とか、高校の情報科という、これは教科の中でやるわけですけども、小学校は総則でやるということは、教育活動全体で行うということです。そういうことを今、各先進地のところで実践を進められているわけです。そして、再度ちょっと詳しく見ますと、総則の中の教育課程の実施と学習評価、その中の主体的、対話的で深い学びの実現に向けた授業改善という中で、このプログラミングを体験しながらコンピューターの意図云々という文言がある。これがプログラミング学習なんですね。

だから、今までの話を整理すると、小学校では特定の教科、科目で指導するのではなくて教育活動全体で指導していくと、このことを念頭に置きながら今後、進めていかなければならないなというのが、これが1点。それから平成32年から完全実施ですけども、今、移行期間中にこれをしなさいという指示は出ておりません。でも、実施しても構わないという状況なんです。

そういう状況で今は何もしてないかということ、決してそうではなくて、先ほどからご指摘のその指導員の問題もありますが、市としましては葛城市のメディア部会というものを組織しております。各学校からそのメディア等に関係する先生方に集まっていただいて、現在のこのプログラミング学習をどのように進めるのかということについて議論をしていただいております。このメディア部会にも行ったんですけども、先ほどこれ議員の方からのご意見にもありましたけれども、もっとこれお金要るん違うかと、これだったら予算が伴うので急に始まったから、さあ始めますから、これ買ってくれということはでけへんぞと。だから、もっとしっかり長期的な計画を立てて、しっかり要求してくれ、諮問してくれというようなことを今、言っております。



そうした中で、現在の葛城市のこのICTの環境を見ますと、これは奈良県の各地域に誇れるくらいの今は環境を整えていただいております。パソコンもそうですし、各教室にあるモニター等、これも本当に、ほかからはうらやましがられるぐらいの環境を幼稚園から整えていただいております。これを今後、いかに活用していくかというようなことです。

そして、お金のかかる問題としてはソフトの問題もありますので、これはどうかということも、先ほどのメディア部会の方で検討してもらってるわけですがけれども、現在、先ほど議員の中にも出てまいりました先進校でも使っておられるプログラム、これはネット環境で無料で使えるプログラムが結構あるわけです。だから、そういうふうなことを今後、このメディア部会を中心として、実際にどのように使っていくかという方法論、この辺をしっかりと検討してもらいたいというふうに思っております。

県の方もICT活用教育、エバンジェリスト育成研修ということで、県としての指導者を養成するための研修の人を今、募集している段階です。これに葛城市からも手を挙げてもらって、この県の育成研修に乗っていただいて、指導者の方も育成したいというふうに考えています。ですんで、今後はプログラミング学習というものを通して、子どもたちがいかに論理的な思考力をつけるかということについて、このメディア部会を中心に進めていきたい。

私、奥本議員の今のお話を聞かせていただく前に、先進的な研究校の事例も見せていただいたんですけども、1年の算数から今、言われているようなプログラミング言語を使って算数の授業をした実践も載っております。これはほんの私の個人的な考えとと考えていただいているんですけども、1年生のそういうふうなさまざまな計算能力を身につけるときに、そういうふうなものが要るのかなというふうな疑問点があります。

ということで、実際、これはコンピューター言語を用いて動かすやつですけども、こういうふうなことを体験させるのはいつがいいのかなという開始時期とか、どの教科でどんなふうにご利用していったらいいのかとか、そういうふうなことをしっかりと検証をしていくことが大事なんじゃないかなと。

だから、議員が最後におっしゃいましたアンプラグドコンピューターサイエンスですか、その考え方で、コンピューターを用いるのではなくって、紙と鉛筆でできるプログラミング教育も、これは進めていく方が私は大事だというふうに思います。

最後に、こうやって研修を進めていく中で、どうしても財源的な措置等が必要になってまいりました場合、先ほど部長の話の中にもありましたけれども、今、教育総合会議という場を設定していただいておりますので、そういう中で出しながら、また財源的な措置についても昔に比べて大変話しやすい環境を整えていただいておりますので、その中で進めていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

**吉村議長** 奥本君。

**奥本議員** 教育長、ご答弁ありがとうございます。非常にいい展望をお聞かせいただけたかと思いません。

今のお話にありましたように、論理的な思考力を高めていくという本来のプログラミング教育の趣旨、これにのっとなってICT機器に頼らない方法、これを一緒に進めるという、非常にこう私の思い描いているところと同じようなところもございまして、うれしく思います。今、それと財源についてのお話をちょっと述べられましたが、実は国においてICT活用教育アドバイザー派遣事業、あるいはICT化に向けた財源も各種用意されております。そういうことの活用、これも早いもの勝ちで手を挙げた順番に申請受付という形になっておりますので、そういうのも見越して、非常にこう使える形、多々選択肢を用意されておりますので、その辺も検討いただけたらと思います。

そして、今のメディア部会、その中で各校の先生方が一緒に勉強されているというのをお聞きしました。恐らく先ほど1年生の授業で使っているのは「スクラッチ」というプログラミング言語なんですけど、それとあと、文科省がつくってる無料で使える「プログラミン」というのもございます。こういうのいっぱいございます。コンピューターにしたって実際に今、各学校、我々仕事で使ってるコンピューターの、そのようなもんじゃなくて、「ラズベリーパイ」という、これぐらいの小さな基板があるんです。数千円で買えます。2、3千円で買えます。それを活用してる学校も多々ございます。文科省では1人1台、端末を用意しろということをやられてますけど、現実には恐らく無理なんで、そういうことも可能であれば中に盛り込んでいく。

基本的にこれからのコンピューターというのはソフトを組み込まない、ネット回線をクラウドで利用する、こういうシステムに移行していく形になります。ですんで、ハード的な負担というのは特に個々の端末においては、これから減少していくと言われております。だから、そのあたりの可能性も視野に入れたいろんな教育方法を考えていただければいいかなと思っております。非常にありがとうございました。

これまでの話をお聞きしましてプログラミング教育にかかわらず、いろんなこと、教育に関すること、全て政治の決断だと考えます。制度的、人材的、財政的、非常に厳しいんですけど必ずこれをやります。葛城市は子どもたちが変化の厳しい社会を生きるために必要な力である生きる力を改めて捉え直し、しっかりと発揮できるよう教育を進めていくんだ、そういう決意、それがあれば共感する声は必ず出てきます。「市は、子どもたちの将来のためにこんなに頑張ってくれているんだ」という、必ずそういう声が出てきます。そういう取り組みをしていって初めて教育、いろんな行政も進んでいくと思います。何事も決断、トップの方が決断していただいて、不退転の決意で進んでいく、そういう気持ちを持っていただけるよう、思いを込めて最後にエールを送りたいと思います。

以上で私の質問を終了いたします。どうもありがとうございました。

**吉村議長** 奥本佳史君の発言を終結いたします。

ここで暫時休憩いたします。

休 憩 午前11時46分

再 開 午後 1時30分

**吉村議長** 休憩前に引き続き、会議を開きます。

1 番、杉本訓規君の発言を許します。一問一答方式で行われます。

1 番、杉本訓規君。

**杉本議員** 皆様、こんにちは。ただいま議長のお許しを得ましたので、1 番、日本維新の会、杉本訓規より一般質問をさせていただきます。

その前にさきの選挙戦でも私、訴えさせていただいておりましたが、市民目線で、そして、市民に軸足を置いて、しっかりと頑張ったいと思っております。何分全てが初めてのことなので大変緊張しております。ふなれな点等あると思えますけれども、寛大な心でお聞きいただきたいと思います。よろしく申し上げます。

私からは2点ございます。1点目は、平成27年3月に開設された学校給食センターへの進入路でございます。進入路であります市道鈴原・二塚線について、2点目は、学童保育について質問させていただきます。

なお、これより先は質問席にて質問させていただきます。

**吉村議長** 杉本君。

**杉本議員** それでは、よろしく申し上げます。まずは平成27年3月に開設された学校給食センターへの進入路、市道鈴原・二塚線についてお聞きいたします。現在、学校給食センターから市道鈴原・二塚線へ入る道路が幅員4メートルほどしかなく、大変狭く、交差点では北側に樹木が伸びており、住民の皆様からは見通しが悪く、大変危険であるとのお声をいただきます。地元寺口の方々からは給食センター建設の際に、拡幅工事が条件で給食センター建設を承認したと聞き及んでおります。給食センターができて既に3年になりますが、現在もなお、拡幅工事は行われておりません。当時、給食センター建設計画の時点で拡幅工事の予定はなかったのかをお聞かせください。

**吉村議長** 増井都市整備部長。

**増井都市整備部長** 都市整備部の増井でございます。よろしくお願いたします。

ただいまの杉本議員のご質問でございます。給食センターの建設と同時に拡幅工事はできなかったのかというご質問でございますが、給食センターへの進入路となっております市道鈴原・二塚線の道路改良工事につきましては、給食センターの建設を優先することとし、道路の拡幅工事につきましては、建設工事が完了いたしましたからの事業となったように聞き及んでおるところでございます。

以上でございます。

**吉村議長** 杉本君。

**杉本議員** ありがとうございます。平成26年3月14日の厚生文教常任委員会でもこの問題は取り上げられてまして、当時の副市長が寺口地内をループ状にするという国庫補助の事業に乗せていくということを前提に、今現在、検討させていただいておるところですと答弁されております。そして、その答弁後、平成27年に社会資本整備総合交付金を国交省に事業要望して、平成28年より、葛城市の重要観光施設である二塚古墳や浄願寺を携える寺口観光駐車場と市道鈴原・二塚線を結ぶ工事として全体事業費の約半分55%の交付金を交付され、工事着手の予定だった。概要書にも寺口地域内の狭小区間での危険解消が図られるため、早急に整備を行

う必要があると記載されております。それなのに、いまだに工事が進んでいない。国費までついていて、なぜこのときに工事を行わなかったのか、市長がかわったことにより計画が中止されたと地元の方々から聞き及んでおります。いかがでしょうか。お聞かせください。

**吉村議長** 増井都市整備部長。

**増井都市整備部長** ただいまの交付金が採択されたのに、なぜ進んでないのかというところでございますが、道路の改良工事の事業計画につきましては、当時、検討されておりました案で平成27年度に、平成28年度社会資本整備総合交付金の事業の要望を行ったところでございます。そして、平成28年度に現況測量は行わせていただいたところでございます。そして、平成29年度の予算編成におきまして、市の計画見直し等が行われました。

その後、今年の7月に地元役員に対して、事業の説明を行わせていただいた際、給食センターまでの区間の改良工事という形では、地元としては了解できないという旨のご意見をいただいております。その後、明確な方向性ができておりませんので、この事業につきましては現在、進展をしていない状況であるというところでございます。

以上でございます。

**吉村議長** 杉本君。

**杉本議員** そのときは、交付された交付金は受け取られたのでしょうか。お答えください。

**吉村議長** 増井都市整備部長。

**増井都市整備部長** 社会資本総合整備交付金につきましては、内示額としていただいております。平成29年度の社会資本総合交付金という形で内示はされておるわけですが、これはパッケージという形での補助交付金となっております。道路事業につきましては、その他の道路事業の箇所等もございまして、そちらの方に充当をいたしまして使わせていただいております。なお、市といたしましては、給食センターまでは事業を実施する計画で、今後とも地元と協議をさせていただきたいなと思っております。

以上でございます。

**吉村議長** 杉本君。

**杉本議員** 私の考えでは、市の施設の進入路の方が優先と思います。社会資本整備総合交付金を国交省に事業要望した後に、ほかの工事に使うという前例は、今まで葛城市でもありましたでしょうか。お聞かせください。

**吉村議長** 増井都市整備部長。

**増井都市整備部長** 社会資本整備総合交付金につきましては、先ほども申しましたようにパッケージとしての交付金となっております。1つの事業に対して交付金を要望しておれば、その事業にしか使えないわけですが、たまたま今、葛城市におきまして道路事業、この交付金の内容に則した事業というのが複数、事業を展開をいたしております。交付金そのものの要望につきましても、4つあれば4つの事業総額に対する今年度分の交付金の要望という形になります。ですから、その要望額に対して内示額というのが示されてまいります。示された内示額はそのパッケージ内の事業、4つあれば4つの中で流用して使うことは市の判断でできるということになっておりますので、今回につきましても他の事業で、全て満額で補助内

示が来ておるわけではございませんので、他の事業で足りないところに、まず先に充当をしていくというような形でやっておることは過去にもございますので、そういうところでご理解をしていただければと思っております。

以上でございます。

**吉村議長** 杉本君。

**杉本議員** その場合、寺口の方々は、寺口観光駐車場までの道路を広げるのが給食センター設立の要望、最初の約束だったと思うんですけども、もう一度この拡幅工事を行う場合、この社会資本整備総合交付金をもう一度申請することは可能なんでしょうか。お聞かせください。

**吉村議長** 増井都市整備部長。

**増井都市整備部長** この交付金の要望というのは、現在も交付金事業として平成29年度も要望には上がってございましたし、平成30年度につきましては今現在、この箇所についての要望は行っておらないところでございますが、事業の進捗等が見込めるということであれば、その前年度において補助の要望は行っていくことは可能かと思えます。

**吉村議長** 杉本君。

**杉本議員** 先ほど部長もおっしゃってましたけど、今、地元寺口の方々とは協議中であるということでした。給食センターを建設してから3年たった今でも、まだ、なぜ寺口の方々と協議中なのか詳しくお聞かせください。

**吉村議長** 増井都市整備部長。

**増井都市整備部長** ただいまのご質問でございます。

建設課の方に、この事業についての話が来たのが平成27年であったそうでございます。このときには給食センターまでの道路を広げるというのが当初の建設時の話であったかと思うんですけども、その後において、道路に関して何か補助金を活用した事業ができないのかというところで建設課に話が来た。その中において補助を活用できる方策という中が、一番最初に申されました観光駐車場までの拡幅というところであれば、補助の採択に乗れる事業として適当ではないかというところで、当時平成27年の秋に交付金の要望を県に提出をいたしたところでございます。

その後、先ほども申し上げましたように、平成28年に現況測量は行いましたが、その後、地元といろいろと話をさせていただいたそうでございます。平成29年度の予算編成において、市の中での計画の見直し等がございました中で、今年の説明に行った中で地元については、やはり観光駐車場まで広げてもらうのが約束やというような認識を持っておられる中で、市との合意形成ができてないというのが現状でございます。

以上でございます。

**吉村議長** 杉本君。

**杉本議員** 先ほどもちょっと申しましたけども、その交付金がついた時点での工事を行っていただければ何も問題なかったと思われるんですけど、その途中でというか、今の段階で行っていない理由というのは、その寺口の方々とどういう話し合いの末で、今、進んでないということなんでしょうか。お聞かせください。

吉村議長 増井都市整備部長。

増井都市整備部長 ただいまのご質問でございます。

先ほども申しましたように、当初、平成27年の事業採択前、そしてまた、平成28年の現況測量前に地元はこの交付金事業としての概要説明等を行ったという経緯があるそうでございますが、その後におきまして、平成29年の予算編成時において市の事業の計画等の見直し等があったわけでございます。その中で、給食センターまで、市において改良工事を行うという意向に対して、やはり大字としてのご要望等の見解の相違というのが発生をいたしておりまして、そこらで合意形成ができてないというのが先ほども申させていただきましたとおりで、今の時点となっております次第でございます。

以上でございます。

吉村議長 杉本君。

杉本議員 そうしたら、市の施設である給食センターまでの道が狭いというのは問題だと思うんですけども、今現在どういった計画をなされてるんですか。お聞かせください。

吉村議長 増井都市整備部長。

増井都市整備部長 今現在の給食センターまでの進入、この市道の拡幅等につきまして、あらゆる方策も考えられると思うんですけども、具体的な案というのは今、持ち合わせておりません。ただ、交付金の事業ということになれば、かなり道幅も広く、そこまで本来的に必要性があるのか、また上まで行くだけの必要性があるのかどうか。そしてまた、現道路の拡幅をするに当たって、どれぐらいの拡幅をすれば適切であるのかということも判断しながら、また工事費等も必要となってきますので、その辺を見た中で現在、検討をしておるところでございます。

以上でございます。

吉村議長 杉本君。

杉本議員 私は地元要望との差異がございまして、まずは市の施設である給食センターまでの道路をしっかり拡幅していただいて、地元の方々に理解をしっかりといただいて、優先的に工事をすべきだと考えております。市道から進入をする交差点では過去に死亡事故も発生しており、見通しの大変悪い危険な道路だと思われまます。寺口の方々、そして、給食センターの従業員の方々、通勤、帰宅で約40台、そして配送トラックの出入りを考えると早急に給食センターまでの道路だけでも拡幅工事が必要と考えております。そして、その後に寺口の方々の要望にも応えるべきと考えておりますけどもいかがでしょうか。

吉村議長 増井都市整備部長。

増井都市整備部長 今の杉本議員のご質問の中で、まず給食センターまでを先に拡幅をして、その後、寺口のご要望である観光駐車場までの拡幅をしてはどうかというご質問でございます。ただ、先ほども申しましたように、補助事業として上までやるということになりますと、やはり事業費が非常に多額になります。その部分において少しでも市の財政負担を減らすという目的であれば、やはり補助事業として観光駐車場まで拡幅工事をしなければならない。こういう形でいきますと、全てをやはり下から補助事業としてやっていかなければならない。市の単

独として給食センターまでをやって、あと上の部分を補助に乗れますかというたら、それは無理な話でございますので、全ての工事を補助事業でやるか、市の単独で給食センターまでやるかという判断が最終的なところとなりますので、その辺について、やはり地元との合意形成を図っていかねばならないというところでございますので、その辺でご理解をしていただければと思います。

以上でございます。

吉村議長 杉本君。

杉本議員 そもそも前回の交付金をいただいたときにやってれば問題なかったと思うんですけども、これからもしっかりと、寺口の方々の要望等もしっかり可能な限り応えていただくよう、よろしく願いいたします。市の施設である限り、進入路として安全面を考えると、附帯工事をするのは当然だと思いますし、何よりも子どもたちの給食を運んでいるトラックが出入りする道路でございます。先ほども申し上げましたけども、給食センターができてから3年が過ぎようとしております。地元要望にしっかりと応えてしっかりと継続して協議していただいて、しっかりといち早く工事を行っていくよう、強くお願いを申し上げます。よろしく願いいたします。市長、済みません。最後、ご意見よろしく願いいたします。

吉村議長 阿古市長。

阿古市長 杉本議員のご質問にお答えいたします。

私が市長に就任いたしましたのは昨年10月31日でございます。就任いたしまして税金の使い道につきまして、いろいろと審査をさせていただきました。その中で、事業執行するには少し考える必要があるのではないかとということで、とめた事業の1つが、実は給食センターまでの道ではなくて観光駐車場までの道。それも10メートルという道幅といいますか、それを幅をとって整備するという事業でございました。総工費といたしましては1億円を超える事業費だったと記憶しております。その中で、やはり税金の使い道として、やはり給食センターまでの道の安全確保といいますか、拡幅はある程度の拡幅で整備しないとはいけないとは思いますが、事業規模並びに事業金額を考えますと、非常に問題が大きいと感じましたので一旦とめました。

実はその当時、4つ、これは考えるべきですよと指示した事業がございました。1つは、スポーツゾーン計画、約30億円からかかるという計画が1つございました。それと道の駅の西側の駐車場の整備事業がございました。それと、これ以外にもう一つ、道の事業でぜひたく過ぎませんかということで事業計画を考え直すように指示したものがございます。

議員ご指摘のとおり、給食センターの道はやはり安全確保という観点から整備することは必要であると考えておりますが、果たして10メートルの道が必要なのか、さらに、それから上の観光駐車場までの道が必要なのかということは検討しなければいけないと考えております。議員ご指摘のとおり、給食センターの道はどの程度の道幅で整備するのがいいのかも含めまして、事業化については、これから考えていきたいと考えております。

以上でございます。

吉村議長 杉本君。

**杉本議員** ありがとうございます。少しでも前向きに、しっかりと早急に対応していただきたいと思っています。1点目は以上でございます。

続きまして2点目は、学童保育についてお聞きいたします。学童保育は児童福祉法において小学1年生から6年生までが対象となり、保護者が労働により昼間、家におられない方々のために児童を厚生施設などの施設を利用して生活の場を与え、健全な育成を図る事業とされております。共働き家庭、ひとり親の家庭、親御さんたちの労働サポートの観点から学童保育の開設時間延長についてお考えいただきたいです。保護者の皆様からは、少しでも時間延長をしていただきたい、少しでも働きたいというお母さん、お父さんの声を聞いていただいています。そこで、現在の葛城市での学童保育所の開設時間についてお聞かせください。

**吉村議長** 巽保健福祉部長。

**巽 保健福祉部長** 保健福祉部長の巽でございます。ただいまの杉本議員からのご質問でございます。

まず、学童保育所の開設時間はということで、小学校の授業のある月曜日から金曜日までは放課後から18時30分まで、また土曜日につきましては8時30分から18時30分まで学童保育を実施しております。さらに、夏休み等の長期休暇につきましては、早朝延長保育としまして8時から実施しております。

以上でございます。

**吉村議長** 杉本君。

**杉本議員** それでは、現在の学童保育全体の児童数とその早朝延長保育の希望の児童数は何人おられるかお答えください。

**吉村議長** 巽保健福祉部長。

**巽 保健福祉部長** 現在の人数と申しますか、早期延長申し込みというのは、その夏休み前とかの分で申し込みをとってますんで、今のその全体の数というのは長期休暇というのが夏休みからスタートしますので、夏休み直前の登録人数、これとそこからの申し込みということでご回答させていただきたいと思います。ちょうど夏休み前の登録人数というのは669名でございました。そのうち230名の方が申し込まれたということで、約34%の方が申し込まれているということでございます。

以上でございます。

**吉村議長** 杉本君。

**杉本議員** そしたら、34%の方が申し込まれているというわけですが、次に葛城市の学童保育料は現在、お幾らでしょうか。お聞かせください。

**吉村議長** 巽保健福祉部長。

**巽 保健福祉部長** ただいまのご質問の保育料についてでございます。葛城市の学童保育の通常の保育料でございますが、月額2,000円でございます。それと、長期休暇の場合の早朝延長の保育料が500円という形になっております。

以上でございます。

**吉村議長** 杉本君。

**杉本議員** 次に、近隣市、保育時間と保育料はどのような状況でしょうか。お聞かせください。



吉村議長 巽保健福祉部長。

巽 保健福祉部長 ただいまのご質問の近隣市の状況はどうかということでございますが、まず香芝市、こちらにつきましては、もちろん平日の場合は放課後からという形になりますが、土曜日等長時間の場合は8時30分から19時まで、また長期休暇につきましては8時から19時までという形になっております。さらに、大和高田市につきましては8時30分から18時までとなっております。また、特に長期休暇中の延長というのはございません。それとまた、御所市につきましては8時30分から19時までで長期休暇中は8時から19時までとなっております。それと参考に、橿原市でございますが、ちょっとこちらの方は市が直営でやってるのではなくって、保護者が主体となった運営協議会で運営されているようでございます。長期休暇も含めて7時30分から19時となっております。

それと、保育料についてでございますが、香芝市につきましては、利用時間により段階的に保育料が異なって、月額5,000円から7,000円となっております。大和高田市では月額4,000円、御所市では月額3,000円、延長保育料が1,000円となっております。さらに、橿原市では、これは学年によって値段が異なっております。1年生から3年生までが月額5,000円、4年生から6年生が月額4,000円、延長保育料はこれも詳細に決まっております。18時以降、30分ごとに500円の追加となっております。さらにそれ以外に、長期休暇中には7月では月額1,000円、8月では月額2,000円の追加があるというふうに聞いております。

以上でございます。

吉村議長 杉本君。

杉本議員 今、ご答弁いただいたとおり、他市と比べましても葛城市の保育料が安いのは、やはりすごい努力されているなど、そして、保護者の方々からも、すごい喜びの声をたくさんいただいております。しかしながら、開設時間に関しては、他市と比べてもまだちょっと短いような気がしますし、市民サービス向上の目線で見ても、もう少し延長すべきだと思います。

次に、時間延長を仮にした場合、人件費を考えなければならないと思います。仮に学校休業日8時から19時まで、授業がある日は終了時間を19時までとした場合、人件費はどれぐらいかかるでしょうか。お聞かせください。

吉村議長 巽保健福祉部長。

巽 保健福祉部長 ただいまのご質問です。

仮に学童保育時間を延長した場合という形で、あくまで概算的な試算になりますが、平日と、それから長期休暇分につきましては、先ほど開設時間を申し上げましたが、30分の延長となります。土曜日につきましては、朝と夕方という形で1時間延長というような考え方の中で、指導員を仮に28人分、今現在置いている分でございますが、それにより試算しますと約450万円程度の増加というふうに考えております。

以上でございます。

吉村議長 杉本君。

杉本議員 私が調べたところ、富山県では18時半を超えて運営する学童保育には1名の常勤指導員を配置すれば250万円、非常勤指導員では100万円の国の補助が出る放課後児童クラブ開所時間

延長支援事業を活用して時間延長をしている市がふえていると聞きます。葛城市では、この補助金を活用して時間延長できませんでしょうか。また、時間延長した場合、今よりも補助の増額対象になるのか、お聞かせください。

**吉村議長** 巽保健福祉部長。

**巽 保健福祉部長** 今、杉本議員からご提案いただいた放課後児童クラブ開所時間延長支援事業ですか、これにつきましては既に今現在は、その補助金はなくて、平成27年度より子ども・子育て支援交付金という形で移行されております。葛城市の場合も本年度、既に長時間開所に対する加算分として申請をしております。国が3分の1、県が3分の1という形で、合計226万4,000円がこちらの方に補助金として入ってくる見込みとしております。また仮に、トータル土曜日が1時間になりますし、長期休暇中とか平日は30分なんですけども、その辺をもし考えるとしたら、加算分としてはちょっと平日分とかはつかないんですけども、休暇中とかの分で45万6,000円の増加という形に見込んでおります。

以上でございます。

**吉村議長** 杉本君。

**杉本議員** 学童指導員の長時間勤務、そして人材不足などの問題もありますし、今の先生方が頑張っておられるのも重々理解しておりますが、市民の方々の多くからは少しでも時間延長をしていただくことを希望されている方は本当に多いです。近隣にお勤めの方だけではなくて遠方に働いておられる方々もおられますし、少しでも時間延長が必要だと私は考えております。来年度の予算に、今の話でも出てる予算に入れていただいて時間延長を実施していただきたいです。先々の葛城市のあり方、そして、親御さんたちの労働サポートの観点から見ても、しっかりと市民の皆さんのニーズに応えるべきだと考えております。

最後に市長にお聞きいたします。時間延長を強く要望いたしますが、実施いただけるでしょうか。お聞かせください。

**吉村議長** 阿古市長。

**阿古市長** 学童保育につきましては、私自身は非常にソフト面、ハード面ともに、まだ問題の多い事業やと感じています。例えばハード面でしたら、葛城市の場合は学童保育用の施設を持っているわけなんですけども、ほかの自治体では持っておられないところもあります。学校の空き教室をお使いになっているところもあるように思います。その面積的な要因が1つ、それと今度はソフト的な要因といいますのは、その安全管理の問題が法的に完全に整備されきれてないように思います。例えば、その指導員の皆さん方の資格面でも、例えば、学校でしたら教員免許持ってますとか、そういうふうな資格があるんですけども、じゃあ、指導員の方の資格はということになりますと曖昧でもありますし、時間を何時間するんですか、何時までするんですかということについても一定の基準をやはり備えてない。時間延長をするということは当然、そのお預かりした学童、児童の皆さん方をいかに安全な状況で、というところが最大のやはり問題点かなと思っております。単純に金銭的な問題ではないと考えております。今後、学童保育については、かなり研究を重ねて安全なシステムとして整備していく必要があるのかなという思いでおります。時間延長のご意見は真摯に受けとめたいと思います。

以上でございます。

**吉村議長** 杉本君。

**杉本議員** 前向きなお答えと捉えてよろしいでしょうか。お願いしてこの質問を次に移らせていただきます。

次に、学童保育所の定員についてお聞きしたいと思います。現在、葛城市学童保育事業実施要綱に記載されている学童保育所の定員は全体で480名となっております。葛城市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例にも、専用区画の面積は児童1人につき、おおむね1.65平方メートルと記載されております。そこで、現在の各学童の保育所ごとの定員と利用人数についてお聞かせください。

**吉村議長** 巽保健福祉部長。

**巽 保健福祉部長** ただいまのご質問で、まず定員と利用人数ということで、前日、内野議員からもご質問ありまして、学童保育について、ちょっと重複する点もございますが、再度ご報告させていただきますということでご了承いただきたいと思っております。

学童保育所の定員につきましては、今、ご紹介いただきましたように、葛城市学童保育実施要綱により定められております。具体的に申し上げますと、新庄小学校区、新庄北小学校区、また磐城小学校区の学童保育所はそれぞれ120名でございます。また、忍海小学校区、當麻小学校区の学童保育所につきましては、それぞれ60名ということになっております。10月末の利用人数でございますが、新庄小学校区は登録者数194名に対して平均利用人数が120名、新庄北小学校区は登録者数88名に対して平均利用人数は49名、磐城小学校区は登録者数149名に対して平均利用人数が86名、忍海小学校区は登録者数89名に対して平均利用者数55名、當麻小学校区は登録者数93名に対して平均利用者数54名となっております。

ただし、内野議員も忍海小学校区の学童保育の利用人数が非常に多い日もあるじゃないかというような意見もいただいております。確かに保護者の希望によって、それを要望に応えるために、日によっては若干定員を超えて受け入れしている日もございますが、当然その安全確保のため、利用人数に応じた指導員等のシフトを組んで対応させていただいているというところでございます。

以上でございます。

**吉村議長** 杉本君。

**杉本議員** やはりその場合、子どもたちは狭い教室で過ごしているという考えになってしまいます。保護者の方々からは、教室に詰め込まれて遊んでいるのはかわいそうという声をたくさんいただきます。子どもたちの安全面などを考えると解決しなければならない問題だと思います。そして今後、申し込み数がさらにふえていくと予想されております。先ほど開設時間にも関係してきますが、やはり指導員の雇用も課題となってくると思っておりますが、現在、どのような対応をされていますか。お聞かせください。

**吉村議長** 巽保健福祉部長。

**巽 保健福祉部長** 確かに利用者数がふえてきております。その中で、どういう指導員の対応をしているかというお話でございますが、仕事される保護者がふえることにより、学童保育を希望

される方が多くなってきており、確かに学童の指導員の配置についても重要な課題の1つとなっていております。各学童保育所には学童児童40名に対して2名の学童指導員を配置しておりますが、平成29年4月当初には指導員25名、また指導員の補助員という形で9名が学童保育に当たっておりました。しかし、夏休みにつきましては、さらに学童指導員補助員として大学生を5名雇用させていただいております。そして、学童児童とかかわりを持ちながら対応いたしました。現在では、学童指導員26名、指導員補助員が10名、学童の保育の指導をしておるといような実態でございます。まだまだ、先ほど市長のお話にもありましたが、十分な体制ではないですが、指導員のシフト、この辺を工夫しながら学童保育の指導という形で当たっております。

以上でございます。

**吉村議長** 杉本君。

**杉本議員** 以前からもやっぱり指摘があるように、指導員の確保には課題が多いと思われれます。先ほど市長もおっしゃってましたけど、改善すべき点は多々あると思いますけども、やはり申し込み数がふえていくので早急に対応していただきたいと私は思います。

次に、現在の学童の施設の需要についてお聞かせください。

**吉村議長** 巽保健福祉部長。

**巽 保健福祉部長** 施設の需要ということで、先ほど市長からも答弁させていただきましたが、かなり厳しい状況というのは間違いございません。基本的に学童保育は葛城市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例に基づいて実施させていただいております。学童保育所の占有区画の面積としましては、議員おっしゃられたように児童1人につき、おおむね1.65平方メートル以上とされております。施設面でも平成28年度には新庄北小学校区学童保育所を設置いたしました。そして、定員が120にふえております。また現在、磐城小学校区の学童保育所においても今度、幼稚園の建替え等もございまして、新しく今、実施設計を進めているところでございます。ほかの学童におきましても、小学校の図書室等を借りるなどして学童保育を受けているという実態がございます。また、学校施設を逆に利用することによって学童保育が分散してしまうというようなこととなりますので、先ほどから課題の1つと挙げている指導員の確保というところ辺がまた必要となってきます。しかし、児童が安心して学童保育所で十分な生活ができるよう、児童の安全を確保しながら指導員の確保というところ辺にも十分力を入れて努めてまいりたいと、このように思っております。

以上でございます。

**吉村議長** 杉本君。

**杉本議員** 新庄北小学校学童保育所、磐城小学校学童保育所は改善していただいております。なんですけども、今後、ほかの施設の整備などについては市長にお聞きしたいと思います。どうお考えでしょうか。

**吉村議長** 阿古市長。

**阿古市長** 磐城学童保育所につきましては、来年度の整備で充足できるものと理解しております。今、部長の方から答弁がございました新庄学童保育所につきましては、前回、一般質問でござい

ましたように学校としての空き教室はございません。ない中で、図書室をその一定の時間、利用して使っているという実態はございます。当然のことながら、小学校区でいいますと5校区ございますので、その5校区の中で実際にどれだけの需要があって、今現在の施設でいけるのか、いけないのか。それと実は、まだ耐震ができてない施設もございます。その辺もこれからどうしていくのかというのは、大きな議論になっていくものやと思いますけども、まず順番に磐城学童保育所の方から解決していきたいとは思っております。その建物に関する問題と先ほど申し上げましたように、非常にやはり指導員の皆さん方をどう確保するのか、どういう資格の方で、どう補っていくのかということが、これからやはり非常に苦慮するところかなとは思っております。

制度としては非常にまだ新しい制度でございまして、確かに国の方の指針といいますか、そういうようなものはあるんですけども、純然とした制度として確立できてるとは、私は感じておりません。早いうちにそういう制度として確立できるやり方というものをやはり葛城市の中でつくっていかないといけないのかなという思いでございます。

以上でございます。

**吉村議長** 杉本君。

**杉本議員** ありがとうございます。これからますます学童保育に入所を希望する児童がふえ、学童利用者が多くなっていくのは、今の少子化社会の中では喜ばしいことですし、私は定員が超えているからといって受け入れるなという旨をお伝えしたいわけではありません。先ほどもおっしゃっていただきましたけども、小学校の空き教室を利用するなど、皆さん創意工夫されているのはわかっておりますけれども、市民の皆様からは、子どもたちが教室で詰め込まれている、遊んでいる、かわいそうという声も聞くのも確かです。そして、先ほどの開設時間延長に関してもそうですけども、しっかりと他市とのサービスの格差を踏んで、葛城市は子育てのまちだと思っていただけるようお願いを申し上げて、私の一般質問は終了させていただきます。ありがとうございました。

**吉村議長** 杉本訓規君の発言を終結いたします。

最後に、12番、藤井本浩君の発言を許します。一問一答方式で行われます。

12番、藤井本浩君。

**藤井本議員** それでは、私の一般質問を始めさせていただきたいと思えます。

2点でございます。まず、1点目、大人のラジオ体操の普及についてということでお話をさせてもらうわけですけども、大人のするラジオ体操も、子どものするラジオ体操も、ラジオ体操第一、第二というのがあって子どもさんがよくやられてますけども、大人の方も普及していこうという提案をしていく形の一般質問になろうかというふうに思います。時間60分しかないんで、この分については10分か15分ぐらいかけてお話をさせてもらいたいというふうに思います。

2点目についてですけども、これは学校給食についてということで質問させていただきます。さきの9月議会でも、葛城市の学校給食問題についてというお話もさせてもらって、それ以降、どうなったのかという、こちらは提案型というより、いわゆる検証をさせてもらう、そ

の結果をお聞きする。また、どのように改善していくかというようなお話になろうかと思えます。時間的には残りの40分、45分になるかと思えますけども、こうやってしゃべるのが長過ぎるのか、私、いつも時間不足になります。ぜひ職員の方のご答弁もご協力をいただきますことをお願いして質問席より質問させていただきます。

**吉村議長** 藤井本君。

**藤井本議員** それでは、私の一般質問、1点目からさせてもらいたいと思います。きょうは、たまたまそうなったんでしょうけども、朝から2人、昼からはお一人先に一般質問をされました。新人の方ばかりでよかったなというふうに思っております。市民目線でという言葉とか、素朴なというような言葉もございました。私も新人のときがあったわけでございますけども、そんなときを思い出しながら初心に戻って一般質問をさせていただきたいなと、このように思っております。

まず、大人のラジオ体操の普及についてということですけども、私、この前の10月の我々の市議会議員選挙の選挙公報の中で、大人のラジオ体操を普及しようというような文言を入れさせてもらいました。何点か公報の中に、もちろん入れたわけでございますけども、その後、思っていた以上に市民の方からお電話をいただいて、あっ、こんだけ反響があるんだということを実感をしておるのが今の気持ちでございます。その中で改選後、トップにこのラジオ体操の普及についてということを入れさせていただこうということで、今回この一般質問になったわけでございます。

そもそもこのラジオ体操、ここにおられる方だけでなく日本国民全て、小さい幼児とかは別にして、全ての方が音楽さえ鳴ったら体操できるというラジオ体操でございます。また、世界では珍しいですけども、国民が全て同じ体操をみんな知ってる。これは聞いてみますと、日本だけじゃないかというラジオ体操協会といいますか連盟というんですか、というようなお話もございました。いつでもどこでも体操ができる、体を動かすことができる。また、日本だけ放送されてるのではなく、海外からも需要があって海外の方でも放送もされている。もうラジオ体操は日本だけのものじゃなく世界版になってると、こういうところがございます。

そこで、これも簡単で結構でございますけども、先ほど電話、私、あったと言いました。當麻の方の木戸池公園でやられてる方からございました。改選後以降、毎週1回ずつぐらいお邪魔もさせてもらって6時半から、少なくとも寒い日でも十数人は来られてると。夏場になると30人以上になるんですよというようなお話もされてましたけども、普及を訴えたのに、もう既にこういう、やられてんねんという事実も確認をさせてもらっているところでございます。

そこで、質問ですけども、そういうことを踏まえて、ラジオ体操の歴史とか効果とか、いわゆる全国でやられてるわけですからそのシステム、また、そのことで市内でどういうふうに行われてるか、私、今、木戸池公園のお話しましたけども、それ以外にもあるのかどうかとか、市内で今、どういう状況になってるかということ、どういうことまで確認されてるかご答弁いただきたいと思えます。

吉村議長 和田教育部長。

和田教育部長 教育部長の和田でございます。よろしくお願いいたします。

質問のまず1点目、ラジオ体操の歴史や効果の方でございますが、まず、ラジオ体操は古くから学校を中心に普及されてきまして、知らない方はいないのが現状で、音楽が流れると誰でもができる体操でございます。現在、ラジオ体操の放送はNHKラジオ第1放送で、毎日朝6時30分から6時40分と、NHKラジオ第2放送で月曜から金曜日に朝8時40分から8時50分、昼12時から12時10分、午後3時から3時10分に3回放送され、テレビではEテレで毎朝6時25分から6時35分で放送されておるところでございます。最近では、大人のラジオ体操ということでDVDつき著書も発売され、話題になっているのは把握しております。その著書の中では、知っていても正しいやり方を理解されていないとのことで、DVDを使って詳しく解説もされていることが好評になっているようでございます。その正しい方法で行うことの効果もあり、実際、初めは翌日、筋肉痛になるほどであります。ラジオ体操は計算し尽くされた全身運動であるとも紹介されておるところでございます。

次に、2点目の市内での普及の現状ということでございますが、葛城市の方では現在、子ども会育成連絡協議会の方で、希望に応じてラジオ体操のスタンプカードを子ども会単位で配布しておりますが、幾つの子ども会で実際されているかまでは把握していないのが現状でございます。大人の方々も把握はできておりませんが現状でございます。しかし、議員おっしゃいました木戸池公園の広場では毎朝ラジオ体操をラジオやカセットテープ等を利用して実施されている方がございまして、数十人参加されていると聞き及んでいるところでございます。

以上でございます。

吉村議長 藤井本君。

藤井本議員 ありがとうございます。次に、全国を見渡してみますと、ラジオ体操連盟とかいうこともあるわけですが、そこへ問い合わせてみると、東京の例で教えてもらいましたけど、上野公園とかで、東京の方でスピーカーを使ってラジオそのものを鳴らしていると。毎日約200人から250人ぐらい来られていますというようなお話も聞かせていただきます。

そこで今、私が言おうとしていますのは、今回、葛城市も防災行政無線というのを今、導入を図ろうとされている。今年度中に導入されるということですが、確かに聞きたくない人もあるやろうと思います。しかし、人間というのは音楽鳴るとやっぱりラジオ体操なんかで体を少し動かしてしまうという、すばらしい面もございます。また一方で、広場があつて1人でやってると何かこう冷たい目線で見られるところあるけども、5人でも6人でも寄ると、団体でやると、ああ、運動されてんねんなど。大きく違うわけです。

だから、この防災無線というものを導入する機会に、そういったチャンネルというんですか、聞きたくない人は普通の放送しか聞こえないチャンネル。しかし、それを聞きたいという人は普通の放送プラスラジオ体操も自然と流れてくるというようなとか、例えば、屋敷山公園で時間があれば鳴る。木戸池公園の話も先ほどから出てますけども、ここも誰かが初め、ラジオを置いて、やってはったらしい。それがもう10年以上前という話でされてましたけど

も、1人やってはったのが何人かになり、今となればもう30人以上になってるということでございます。なかなかそういった歴史もありながら、そうやって進んできたと。

今、お聞きしたいのは、この今、考えられている、導入しようとしてる防災無線、うまく利用してこれの普及に使えないかということのご答弁を求めたいと思います。

**吉村議長** 和田教育部長。

**和田教育部長** 防災無線を活用してのラジオ体操ということでございますが、この防災無線の特定の外部スピーカーを限定してのラジオ体操の放送は著作権の問題がありますので、ラジオ体操を流すのは困難であると、今のところ考えているところでございます。

**吉村議長** 藤井本君。

**藤井本議員** 困難だと、このことについては私もちょっと調べて、非常にそうかなと思いつつながら、先ほどから言うてるように、こういう連盟に聞くと、いや、何も申請しなくともそれは大丈夫ですよというお答えをいただいております。ただ、葛城市の防災無線の条例とか規定をつくる中に、そういうことを含まれるというのであれば、これはまた別の話ですけれども、これの総論という答えを、どうなるかわからないですけども、使えるということであれば、一度ご検討のちょうどいい機会ですから、検討の余地があるのではないかとということで、これはもうお願いをしておきたいというふうに思います。

続いて、余りここで時間というのをとりたくないんですけども、関東の方で比較的熱心にやられている。場所がないから、そういうふうに集まってされるという可能性もあるかわからないですけども、都道府県によってラジオ体操の普及というのはかなりの差があるというようにおっしゃってました。この近くでも、先ほど答弁の中で余り把握してないということですけども、やられてるところというのはそれなりにあるかというふうに思います。この近くで熱心にやられてるのが近くの河合町さんでした、調べてみると。ここは介護予防の観点から、福祉の係の方でこのラジオ体操に取り組んでるんだと、こういうお話をされてました。まだ始めて2年ほどですけども、その中でかなり成果を上げてる。成果を上げてるというのは運動される方がふえてきたということでございます。ここも先ほどの葛城市のご答弁と同じように放送するというんじゃなくって、やはりラジオを置いてやってんねんと、こういうことでもございましたけども、ただ1つ違うのはラジオ体操にも学んでいくと、また調べていくと、いろんなことございまして、指導員さんというので1級、2級、3級とかいう、そういう方に申請もして教えてもらうことができるのか、また市長の判断で、いわゆるラジオ体操を熱心にしていくラジオ体操積極タウン構想というんですか、何かそういうふうなことを打ち出していただくと5年間指導員を派遣すると。こういう積極的にするかしないかによって、かなり差が出てくると思います。

市長に対して、私、いろんなことも申し上げますけども、費用のかからずしてかなり成果が出るんじゃないかなと、このように考えておるところでございます。総論で結構でございますので、今、ぱっと投げかけたんですけども、質問者、教育長というふうに出させていただきますので、教育長のお考え等をお教えいただきたいと思います。

**吉村議長** 杉澤教育長。



**杉澤教育長** 教育長の杉澤でございます。ラジオ体操のことについてでございますが、私も一緒に調べさせていただきましたら、歴史90年になるようでございます。そして、自分の経験のラジオ体操を考えてみますと、夏休みになったら最初か終わりあたりにいつもラジオ体操があって、こういうふうなカードをもらって、それを進めていったという経験があるんですが、現場のお話をさせていただきますと、私と同じようなことは、確かに私も現場に入ってからもしばらくはそういう状態は続いたんですけども、最近は昔ほど学校でも積極的に進めてはいないというのが実情だと思います。特に新庄地区だったら、もう地域の子ども会の方にお任せをしてやっているという状況でございます。理由を考えてみますと、先ほど議員もおっしゃられましたけれどもラジオ体操はすばらしい体操で、全身を使った運動ということで難しいんです。だから、1年とか2年とか、そういう学年だったら、もうラジオ体操の指導だけである意味では体育の指導が終わってしまうということがありますので、体育に親しませるということを中心に考えましたら、やっぱり比重で考えたら昔よりもラジオ体操の指導の時間が減ってるのではないかな。違う形の運動を導入しているというふうに思います。

ですが、ラジオ体操の効能、本当に全身運動で計算し尽くされた運動ですので、大いに広めたいというふうには考えますけれども、だんだんその方法については大変難しいのではないかなど。子どもに勧める場合でも、何で朝まで学校にいちいち指示されなあかんねんというような保護者もおられると、そういうふうなことを考えて、子どもに広めるのもしんどいところに今度、一般の方云々となってくると、さまざま問題があると。だから今後、また勧めるような方向で教育委員会としても考えてはいきたいと思いますが、なかなか難しいというのが私、個人の感想でございます。

以上でございます。

**吉村議長** 藤井本君。

**藤井本議員** ええことやろうけど、なかなか広めるの難しいやろうなという話やったというふうに思います。

私、あえて大人のラジオ体操の普及をと言ったのはそこにあるんですけども、子どもさんは学校で学校の考え方として、教育の一環としてやられたらいいと思う。我々のこの年で、今ここにおられる方、みんな同じだと思いますけど、ラジオ体操というのは子どもの時分、習って、今でも音楽さえ鳴ったら体操ができる。ほかの新しい体操、葛城市も新しい体操つくられてるようですけども、それには触れませんが、なかなか覚えるのにもしんどい部分でございます。

今、教育長、おっしゃったように歴史がある。やはりそれだけの成果がある。今、DVD等も出てきて、もう少し私も入ってきて、ここを研究調査していくと見えてくるんです。もう少し入っていかれると、かなりいろんなところでやられてます。そういうところを見ていただいて、高齢者の方、健康増進、体力を維持したいという方、早朝にでも歩かれています。今、木戸池公園の話しましたが、ここには兵家のイトピアから、いつも歩いて来て、体操をしてまた帰るんだと。近くにあれば、またそこへ行きますというようなお話もありましたが、問題は騒音の問題があるかと思います。生活が変わってまいりましたから、6時

半にばんと大きな音鳴らすと、いわゆる住宅地なんかではご迷惑になるケースも考えられます。しかし、葛城市というのは特徴として公園の多いまちという位置づけもございますので、ぜひ今すぐやってくださいとは言いませんけども、ここに目を向けたら、きっといいものがあると思います。教育委員会だけじゃない。きょうは福祉の方には聞きませんが河合町さんなんかは福祉の係の方で一所懸命やられて、かなり成果を上げてんねんと、こういうことでございます。それも1つの手かなと思いますので、ぜひ一体となって、また議論をしていただけたらなど、このように思います。

それでは、少しこの部分、時間とりましたけども、続いて学校給食ということについてお話をさせてもらいたいと思います。簡単に言うと9月にお話しさせてもうて、大阪に米飯をかえられた。奈良県だけでなく、全国的にも珍しいやり方をやられた。確かに地理的な問題で県外からやられてるといふところありますけど、その場合は学校給食会というものがちゃんとバックアップしながら、学校給食会の指定業者さんでやられている。私、この話が今まで改選前の議員はよく理解してくれてはると思うんですけど、学校に関してクーラーが絶対必要やというふうなこと、ずっと言い続けてきましたけど、次にこの給食というもの、やっぱり給食も問題が発生するといふこの以前の問題から少し変えていかんあかんというふうな思いを持っています。

しかし、今、葛城市の変えようとしてるのは、私の思いと全く違う方向に変えられてるといふ思いがございます。まず、なぜ給食会の指定工場にないところにかわったのに意見が出てこないのか。学校の関係者の方にその話をすると、それ本当ですかというふうなお話も聞こえてまいりますけども、そういった意味合いから、やはりこの話し合いがきちっと議論をした上で進まなければならない。これについて強い気持ちを持っておりますので何度も何度もこう申し上げてる。

次に、お話をさせてもらいたいと思いますけども、この前、9月に一般質問させていただいたときに、教育長のお言葉であったであろうかというふうに思いますけども、食育から求める給食から葛城市は少し離れてるんだと。また、県からも少し異常やという指摘を受けてますよという、私はうれしかった。そういう本音でこう話をさせていただいたときに。それはそれとして、じゃ、離れてる。学校給食のあるべき姿というのは、ほな何やねんというところを答弁求めたいと思います。

**吉村議長** 和田教育部長。

**和田教育部長** 学校給食のあるべき姿というご質問でございますが、市内、児童、生徒、園児の健全な発育のために安全で栄養バランスのとれた給食を提供するとともに、食に関する正しい理解と判断力を養い、学校等での食育の推進に資するために、地域の産物を学校給食に活用し、地域の食文化、または自然環境の恩恵に対する感謝の気持ちを深めるとともに、みんなで楽しく過ごせる時間であるべきと考えているところでございます。

**吉村議長** 藤井本君。

**藤井本議員** 続いて、9月に質問したと言いますが、今、私はこれ葛城市の学校給食問題というふうな認識をしております。その中、今、学校給食のいわゆる今年度、もう一度簡単に結構

でございますので、現状というんですか、経過、このことについてご説明いただきたいと思  
います。

**吉村議長** 和田教育部長。

**和田教育部長** 現状と経過というご質問でございますが、平成26年の秋ごろからたび重なる異物混入  
事案がございました。その都度、配食業者では対応策を図っていただき、衛生管理システム  
がレベルアップもいたしました。その後も異物の混入は頻発し、事故防止には結果的には  
つながりませんでした。そのような状況の中、平成28年5月にはパンにさび片、さらに本年  
4月には米飯に金属ナットの危険異物の混入事案が発生いたしました。当該業者は金属探知  
機の設置など、対応策を講じていただきましたが、その後の検査で精米投入口のさび、パン  
発酵機器のパイプのさびなど、指摘事項が見受けられました。

一方、学校現場の方でございますが、依然として子どもたちの異物を探すことから始まる  
給食の実態というものがございました。現状では当該業者との信頼関係の構築が難しいと判  
断し、食の安心・安全の追求を業者選定の最優先課題として、食品衛生管理の国際基準 I S  
O22000の認証取得業者で、かつ本市の配送システムに適応できる業者を選定し、米飯給食  
を委託しています。また、パンにつきましては、脱脂粉乳に関する免税規定のため、今年度  
で一定消化しなければなりません。米飯業者と同様に、国際基準の認証を取得した業者で選  
考いたしました。学校給食は扱えないとのことで断念いたしまして、緊急対応業者の配食  
に特に問題がなかったため、継続することといたしました。

以上でございます。

**吉村議長** 藤井本君。

**藤井本議員** ちょっと話はずれるかわからないですけども、ここへ至るのに、いわゆる地産地消とか  
食育とか、こう言われてる中で大阪の業者にこう行ってしまうと。私はここを大きく言っ  
てるわけです。学校給食会の指定もない。先ほど、杉本議員の一般質問の学童の話のときに、  
阿古市長はいわゆるソフト面で資格のない先生がというようなお話もございましたけども、  
学校給食の指定、資格というものじゃないですけども指定がないわけです。それも大阪に行  
ってる。奈良県の給食会そのものは奈良県内でご検討くださいと、このように指示をされて  
ると、アドバイスをされてると。これは何度かお話をさせてもうてるわけで、ここに私は大  
きな問題があるであろうと思います。きのうでしたか、岡本議員の一般質問の中にもありま  
した。県とのやはり関連、このものをきちっとしかなければならない。県の方ともいろ  
いろ話をさせてもらってる中で、私も聞こえてくるのはこの学校給食、なぜ葛城市はおかし  
くなってんのやというような話も県の方からも聞こえてくるわけでございます。その辺は、県  
から来られてる副市長もよくご存じであろうかと、このように思っております。ないなら  
ないと言うてくれはっていいです。

そこで、お聞きしたい。そういうふうな形で県の給食会から離れてでもかわつたと。もう  
こちらで言いますけども、いわゆる教育基金を約800万、900万取り崩してこうやられてるわ  
けです。ここ10年ほど取り崩してない教育基金を取り崩して、その大阪の業者さんに合わせ  
た食器、これの購入のため、上げてやられた。そこまで気持ちがあつて、こうやられてるわ

けです。

じゃあ、次にお聞きしますけども、9月に質問したときにも教育長は冠が欲しいんだと、こういうお話でございました。しかし、目標として、例えば異物混入をなくすんだというお話は確かにないでした。これは予想もされてたやろうし、私もそのとこで言うたように、この業者さんというのは地元の八尾市の方へも松原市の方へも、いろんなどころへ入れてある。そこへ聞いても異物混入はありますよと、こういう話でしたから、それは初めからわかりながらご答弁をされていたのであろうかと思えますけども、この3カ月では、ご飯、どういう状況なのか。ここで異物はもうなくなりましたというなら、話は早いと思えますけども、その辺の状況、ご答弁いただきたいと思えます。

**吉村議長** 阿古市長。

**阿古市長** 議員のご質問で、県が「おかしい」と言ってるという、その趣旨を説明していただきたいと存じます。

**吉村議長** 市長の反問権を許可します。ただいまの市長からの反問についての答弁をお願いします。藤井本君。

**藤井本議員** 県がという言い方より、県の中に学校給食会というのはございます。この学校給食会は、できるだけ奈良県の業者さんでということをおアドバイスしてるというのを教育委員会から私は聞いてますので、それは県としてはそういう意向であろうと、これ誰が考えたってそうであろうと思えますし、これ全国的にも珍しいことなんですよというお話もされてます。近畿でも給食会離れて他府県でやられてるといふのがないんです。

立地的にどうしても県外に行った方が早いから、それはもうそこの県が、ちょっと私、どこか忘れましたが、学校給食会が認めた業者さんにこうやられてる。例えば、今でも立地の関係で大阪の方が近いし、奈良県の給食会が認めたというのであればいいが、それは給食会も何も言わない。そうでしょう。これは確かに学校給食というものは市町村に決める決定権がありますから、学校給食会はそれ以上のことは言わない。しかし、給食会そのもの、学校給食法そのものからいうていくと、私は外れてると思えます。思ってるし、そのような教育委員会からの説明もあったし、県からのお話もございます。私はそのように受けとめます。受けとめ方の違いかもわからないですけど。

**吉村議長** 阿古市長。

**阿古市長** まず議員の、県が「おかしい」と言っているというその表現を取り消していただきたいと存じます。当然のことながら、教育委員会は、公益財団法人の学校給食会の了解をいただいた上で進めておりますので、さきの発言は趣旨等の説明をお聞きしましたが、その発言はなかったと思えますが、取り消しを求めます。

**吉村議長** 藤井本君。

**藤井本議員** これは学校給食会、また県の方に来てもらわないとこんな答え出ませんから、委員会でも委員長にお願いして。学校給食会のね。おかしいというのは普通ではないということですね。このことは委員会等で来てもらうなら、委員長にお願いして学校給食会さんに来てもらって、葛城市にはこういうアドバイスをしたというようなお話も聞いて、そのおかしい、あ

かんと言うてない。私は、あかんということは言うてませんから、おかしいということですね。法には触れてない。法には触れてないです、確かに。そやけども、給食会ということの、これはだから、正式に来てもらって、言われたか言われてないかというお話、市長から求められましたので、呼んで、ここで無理ですから、委員会でも呼んでもうて来てもらうというのも1つの方法でないかなと、私の方からご提案申し上げたい。

**吉村議長** ここで反問権を終了します。

一般質問に戻ります。

**藤井本議員** 私の質問でとまっている。この3カ月間で異物混入がどうなったのかということについて答弁して下さい。

**吉村議長** 和田教育部長。

**和田教育部長** ご質問の、今まで9月から11月までの異物混入があったかなかったかということでございますが、この3カ月間で4件、混入事案が発生いたしました。業者様の方の迅速な対応と原因追及、それから対策、そういったものを講じた上で報告書の方を提出いただいております。この報告書の方、こちらの手元でございますので、これをご紹介させていただきます。

まず1点目でございますが、平成29年9月15日、磐城小学校の方でございます。ご飯茶わんに毛髪が付着しておったという件でございます。原文のまま読ませていただきます。

返却していただきました1枚のご飯茶わんは、表面が洗浄乾燥された未使用のもので、表面にご飯粒4粒とご指摘の毛髪が付着していました。当該の毛髪は配膳前に発見した等のお申し出でした。毛髪を拡大観察したところ、どちらもはさみ等でカットされた形状で毛根はありませんでした。毛根がなかったことから、カタラーゼテストが実施できませんでしたので食器を乾燥、殺菌する前から付着していたのかどうかは判別できませんでした。配達前に発見したとお申し出から、製造所内での混入の可能性といたしましては食器のセットの際、もともと付着していた毛髪を発見できずセットしてしまった。もしくはセットした後に着衣等に付着していた毛髪が落下してしまい、そのことに気がつかず提供してしまったことが考えられます。

これに対しての対策でございますが、担当者に本件の発生を周知し、食器の準備、セット作業において、複数の人数で内面と外面のチェックをより集中して行うよう指導いたしました。また、ふた閉め前の目視検査を入念に行い、引き続き衛生管理と品質管理全般につきまして一層注意深く製造してまいります。対策の2点目、作業開始前の着衣相互チェックを厳しく行い、場内での粘着ローラーがけ、異物除去機の使用強化によって毛髪混入を防止してまいります。これが1点目でございます。

次、2点目でございます。9月19日、當麻小学校で発生した当日の一番上の空の食器の中に黒いものが混入していたということでございます。異物は食器ケースに入った食器の一番上のものに混入していたとお申し出でしたが、当該異物は2ミリメートル掛ける1ミリメートルの薄い金属片で、表が光沢のある銀色で裏が光沢のない灰色でした。磁気を帯びており、ピンセットに付着しました。このことから当該異物は強磁性体の金属であることが判明

いたしました。調査いたしましたところ、製造場内におきましては、多くの作業台が強磁性体の金属でした。しかし、作業台に使用されているステンレスには金属光沢がありませんでした。その他の金属として金たわしは考えられましたが、製造場内での使用は認められませんでした。また、調べたところによると、金たわしは磁気を帯びないとのことですので、この状況でございますが、弊社では製造現場への入室に際し、一定のルールを設け、製造に使用する備品類は指定の者の会社が支給、その他の物品についても厳しく制限を設けております。特に、金たわし、ホッチキス等の針、クリップ、指輪、装飾品などの金属異物につながりかねないものは決して製造現場に持ち込まないよう、常日ごろ指導しております。さらに、作業員も上下ポケットのないものを選定、盛りつけのエプロンもポケットを取り外すことを義務づけておりますので、物品を持ち歩くことができません。食器ケースの中に入っていた食器の一番上のものに混入していたというお申し出から、食器を数え終わった後、ふたをするまでの間に混入したと考えますと、ふたに付着していたもの、もしくは作業者の着衣に付着したものと推察いたしますが、どちらも可能性は非常に低く、本件の混入原因並びに経路を特定するに至りませんでした。

対策の方でございます。金属類は製造場内への持ち込みを禁止していますが、改めて持ち込み禁止物を作業者に周知し、より一層の品質管理の徹底を行ってまいります。食器を食器ケースの中に入れる際、食器が上を向くように入れていましたが、下を向くように入れ、異物が食器の中に入らないようにいたします。

次に3点目でございます。10月27日の白鳳中学校での事案でございます。ご飯に虫が混入していたというお申し出でございます。返却していただいたご飯はビニール袋に入っており、緑色や赤色のカビが生えている箇所が何カ所かある状態でした。ビニール袋からご飯を取り出し、調査いたしましたが見つけることができませんでした。また、いただいた写真でも判定できませんでした。当該異物を発見できませんでしたので、カタラーゼテストを行うことができませんでした。このことから虫の種類等、混入経路が炊飯前に混入したものなのか、喫食時に混入したものかは特定できませんでした。今回の混入経路として、外部より迷入した当該虫がコンベヤー付近に潜んでいて、作業者の動きに応じて偶然、米もしくは炊飯後のご飯の上に落下、ふたを閉める前の目視検査で見落とししたか、あるいは喫食直前の混入が考えられ、ご指摘につながったのではないかと考えられます。

対策の方でございますが、本件の発生を受け、日々、目の行き届かない炊飯室の米タンク周辺や盛りつけ機上部の点検監視を実施するようにいたします。炊飯室内の設備器具類の入念な清掃と水回り施設の洗浄、清掃を徹底するようにいたします。現状、実施している防虫対策について、契約業者と協議し、製造場内の監視計画と防除作業の見直しを要請いたしました。

次に、最後の4点目でございます。11月30日、新庄中学校での事案でございます。ご飯の保温容器に黒い異物が混入しているということでございます。返却されたご指摘の異物は黒く、ご飯粒が付着していました。確認した際はかたい状態でしたが、もともとはのり状であったと考えられました。ご飯がのり状になったものに、攪拌機等に添付されたテフロンコー

ティング樹脂がまざったものではないかと推察されました。攪拌機の表面には剥離が認められませんでした。攪拌するためのくし部分を外し、くしを支える接続部を確認してみると、一部黒っぽいのり状になったご飯が付着しておりました。攪拌のため、くしが回転する際にくしが接合している部分のテフロンコーティングが摩耗し、のり状になったご飯にまざり、その一部が落下、混入した可能性が考えられます。

対策の方でございますが、ご飯を攪拌する際、攪拌機のくし部分と壁面が接触している部分を攪拌担当者が定期的に目視で確認、のり状になったご飯を発見次第、除去するように指示いたしました。2番目、攪拌機のくし部分と壁面が接触している部分にご飯が付着しないような構造を攪拌機メーカーと改善を図ってまいります。3点目、ご飯盛りつけ後のふた閉め前の検品を一層強化するよう指導を実施してまいります。

以上、この4点でございます。

**吉村議長** 藤井本君。

**藤井本議員** 時間ないですから早口で言うかわかりませんが。注意してくださいね、聞いてもないことを答えるやなんて。いや、本当に。こういう議会をつくるというんやったらおかしい。次に、聞くんならともかく。ただ、わかりますよ、気持ちの上で。無理無理にかえた結果、おかしいことあったら、そら、やっぱり言いわけをせなあかん。この気持ちはわかるよ。わかるけど、聞いてもないのね、議長。議長も、私、おかしいと思いますよ。聞いてもないことを長々と、それも向こう、自分がつくった文書違うんでしょ。先方がつくった、いわゆる改善書みたいなのを読んでるんでしょ。そなん誰が聞いたの。聞いてませんやん。今までとどう変わったかということを知ってるだけの話や。ないのやたらしないで、それやったら一番ええなと言うてますやん。

**吉村議長** 続いて質問してください。

**藤井本議員** この質問をするに当たって、葛城市が比較しようと思ったら、やはり異物の混入あった問題の市内の業者さんと比べるしかないんで。私、先週のお休みの日の土曜日、この業者さんのところに行ってまいりました。9月のときにも問題にしましたけども、9月5日付でしたっけ、この業者さんが葛城市の学校給食で3年で約40件以上の異物混入を出したとの新聞報道があった。そのことについては、この場でも謝罪が市からあったので、それはもう言いませんけども。この中身について教えてほしいと、前は3年で40件ですから、そういう中身について教えてくださいと。なら、非常に、例えば平成28年度の数字、ご飯だけ見ると年間であったのが平成28年度、3件です。平成28年度、ご飯に異物が入ったというのが平成27年度が5件。そういうふうにごう考えると、今、新しく、もう私、何遍も言うてるけど、わざわざ県のアドバイスも無視して行った。そこに虫もあった、金属もあった、髪の毛もあった。3カ月で4件、3カ月ですから、これからなくなるかもわかんないですけども、少なくとも1カ月に1件というベースになるわけです。だから、夏休み等、学校は休みあるから、単純計算して10カ月に分けたらご飯だけで10件の異物が出ると、このまま行ったらです。何のために私があんだけ言うてんのに、そんなことする必要あったのか。そうでしょう、教育長。教育長は異物減らしますと確かに言わなかった、冠やと言うた。そやけども、そういうこと

も含めて学校給食会、いろいろまた、皆からの報告もある。そのことを言ってるわけです。だから、成果なんて、極端な話、ふえてんのちゃうんかないぐらいですね。ただ、今、ご飯食が週に4日になってるし、当時は3回でしたので、いわゆる数字だけでいうたら横ばいぐらいかなと、大きな意味で。計算までしてない、細かく計算してませんけども、そういうことをして横ばいやと、こういう認識で、やはり葛城市としては考えをそのように持つべきであろうというふうに思います。そういうことで間違いなくやっていただきたいなど、このように思います。

その次に、私らちょうど選挙してる時でした。10月15日から22日まで、その間に葛城市のPTAには入ってはんのかな、いわゆる女性の方から情報を得て調べたんですけども、今、パンを納入をしてもうてる会社がございますよね。北葛城郡内にあるわけですけども、会社名出さないですけども、その会社が、葛城市内ではないです。よその町で、これ葛城市の業者さんと同じパターンです。この給食の関係する会社は、やっぱり何かあったらあかんと思って機械を取りかえたり、外さはんのかな、ちょっと私、それわかんないけど。葛城市の場合は、今年4月にナットがご飯に入ったと、こういう事象で大きな問題になって新聞にも載ったと。今、パンを納入をしてもうてるこの会社が、10月のそのときにビスが入ってた。このことについて教育委員会にも確かめましたけども、その経過、どういふ対応をしたかお答えください。

**吉村議長** 和田教育部長。

**和田教育部長** ご質問の他の市町での異物事故についてでございますが、本市のパン配食業者によります米飯中の異物混入事案を聞きました。そこで、早速給食担当部署で話を聞きました上で、パンと米飯は別工場での操業を行っていることと、製造工場を現場確認するとともに社長に事情を聞かせていただきました。以上のことから問題ないと判断いたしました。

以上でございます。

**吉村議長** 藤井本君。

**藤井本議員** 今のお話からいうと、今、パンを葛城市の子どもたちに入れてる会社で、ご飯に入ったんやな。ご飯に入ったんやったらパン関係ないやん。同じ敷地内ですけども、製造してる棟が違うんですな、私もちょっと行ったことないから、わからないですけども。そやから、問題ないとして捉えた。葛城市の今、やってること、ほんまに自分らでやってて一貫性がないなというのを思わないですか。私、例えば、これ9月のときの自分が言うたこと、葛城市議会だよりのこれ載せてますけども、このとき、葛城市内のA社がナットが入ったんですな。で、新聞報道された。なら、ここで尋ねてる、葛城市がその対応として納入を停止にしたと、休んだと。これは、そんでよろしいよ。しかし、よその町はどうやったですかと、この業者さんが入れてるよその町ありますね。その答えを聞いたら、どう答えてるかという、他市町村では2週間程度配食を停止、その後、原因を究明後、再開をされている。よその町でもこないやっちはんねん。自分の町の会社になったときは、葛城市はすぐに納入をやめてんねん。ほんで今、その話をすると、そうすると、いや、問題ないから続けてまんねんと。どんだけ調べたのか知らないけど、どれぐらいのビスが入ったんですか。



**吉村議長** どなたが答弁されますか。

和田教育部長。

**和田教育部長** ただいま、その資料を持ち合わせておりません。向こうの担当者の方には確認いたしまして、現物の方も調査いたしました。今、その大きさなど失念いたしておりますので、改めてご報告させていただきます。

**吉村議長** 藤井本君。

**藤井本議員** 聞かんでもええことを長々と答えといて、肝心なことは、いや、持ってきてませんねん、失念いたしましたと。これインターネット中継で聞かれてる方、私にも批判はあるかと思えますけども、対応としておかしいです。もっと平等に行かないと。

その次です。異物混入がどんだけ3年間ありましたかというのを市内の業者さんに先週の土曜日、私、行ってきましたと言いました。これ、もとはというと新聞報道に9月に載せたから、その中身を聞きに行ったんですよ。その明細ももうてきた。そのついでに、いただいたのが事務所にしか行ってないですけど、5月17日付で教育長の名前で、この市内のA社さんに指示書というのを出してるんですな。これ読ませてもらいますね。

平成29年4月24日、新庄中学校において学校給食の米飯の配膳中に金属片、大きさがあって、確認されたと。ちょっと文章ですからもう飛ばします。それは危険異物と該当すると判断し、異物混入の米飯の停止を指示したと。また、米飯製造業者であるA社に対して、それがナットであるということも判明をしたと。葛城市学校給食安全確保のため、下記の事項をこの会社に対して指示すると。指示してるんですな。

葛城市はこの当初、葛城市内の会社にね。今回の異物混入に関する原因追及と再発防止に全力で取り組むとともに、学校給食に係る全ての工程を再度、見直し、万全を期すこと、また社員教育の徹底を図り、給食の安全確保に取り組むことと。次も読みます。2番、当面の間（1学期をめどとする）となっております。葛城市教育委員会から追って指示あるまで学校給食における米飯及びパンの配食を停止すると、1カ月間停止しますよと。

その前に、学校給食に係る全ての工程を再度、見直しし、万全を期すこと。これからいくと、先ほど部長が答えた、これ建物ちゃいまんねん。それが例えば、大阪支店と奈良支店とありますやん。それは大阪支店のことです。こっちは奈良支店問題ないですというレベルちゃう。同じ敷地の中にあって、いわゆる建物が違うだけの話です。それが、もうごくも簡単に扱ってる。普通やったら記憶にあるでしょう。こんなん入ってんと。今、持ってない。副市長、知ってはるんですか、それ、今の話は。こういう事態があんねん。やってること、私はばらばらとしか言いようがない。

**吉村議長** 杉澤教育長。

**杉澤教育長** 教育長の杉澤でございます。

今の他市の問題ですけれども、おっしゃってるようにお米に入っていて、そのパンのところではなかったということで、実際、所員の方も見に行ってますけれども、その詳細について今、資料を持ち合わせていないということで、それをまず1点押さえないのと。それから2点目ですけれども、きょうの議員の話で、奈良県の学校給食会の考え方から外れてるから

おかしいんだということをおっしゃいましたが、これは私の個人的な考えかもしれないですけれども、この学校給食会に入ってるから、こういうふうな異物混入があっても、今まで対処方法がなかったんです。例えば、学校給食会の中でしたら、私どもは今、県外へ求めましたけれども、A社が幾ら問題を起こしてもA社、もうあかんから、ほかにしようといっても、学校給食会から、もうA社しかないというような感じなんです。そういうことがなりましたので、我々は学校給食会に相談に行って、さまざまな最終判断は議員もおっしゃったみたいに市の判断ですから、給食会としては何も言いませんということをお聞きしましたので、我々はその冠を求めて大阪の方に今、行ったということなんです。

それで、もう一つなんですけど、もしも、この今まで起こったことがそのときにぱっと起こって解決方法、今も当然A社も講じました。それで、初めてのことだったら、そこで済ますことができるんですが、前のときも言いましたけども、私、教育長になってからずっとこの問題なんです。それが、私が現職のころが3年ぐらい前からずっとあって、そういうふうな本当に心の問題、そこをもう取り除こうとしたら、今の方法しかなかったということでやらせていただいています。そのことに関して、議員の方からはおかしいという指摘をいただいているわけですが、私どもとしては、そういうふうなさまざまな、子どもや保護者の考え方を変えようとしたら、今の方法しかなかったということでございます。

**吉村議長** 藤井本君。

**藤井本議員** これしかなかってんということで教育長の話ありましたけども、弁解とっていいんですか。じゃ、先ほどまた戻りますけども、今、新しくそれしかなかったところに行ったと。で、虫もある、金属もある、髪の毛もある。前よりも数でいうたら、ほぼ横ばいぐらいやろうと。これは、どのようにお考えなんですか。また、業者をかえるんですか。

**吉村議長** 杉澤教育長。

**杉澤教育長** 教育長の杉澤でございます。

もうこのお話をしに行ったときから、今の八尾の松ちゃん給食センターですけれども、そこからもゼロはあり得ませんと、ゼロを目指しますけれども、ゼロはあり得ませんというお話も聞いております。先ほど、部長が長々と読んでたということで不興を買っておりますけれども、問題が起こったときにちゃんと原因を分析して、その対処方法についても詳しくやっていただいております。その担当の方も置いていて、その辺の対策の方はすばらしいというふうに思います。ですから、今は私としてはかえたことに関して、またかえようかと、そういう気持ちはございません。

**吉村議長** 藤井本君。

**藤井本議員** それでは、これ市民に説明するのに、じゃあ、初期費用として約800万、900万のお金を費やしてる。もう触れませんが、これ給食費も当然にして上げなければならない。普通に考えたらね。何ぼというところはいいけども。ほんで、異物は減らない。減ってませんわね。何のメリットがこれあったのかなと。

9月に神奈川県等で問題になりましたけども、食べ残しのことをちょっと調べといてくださいという通告してます。食べ残しの状況というのは、ここんどこ、どうですか。

吉村議長 和田教育部長。

和田教育部長 食べ残し、いわゆる給食の残渣のご質問でございますが、昨年も本年も4月から現在、11月までの約17トンということで、昨年の同時期と比較してほぼ横ばいということでございます。

吉村議長 藤井本君。

藤井本議員 だから、例えば、おいしくなってるって、食べ残しでも減りましてんと、何かええところでも見つけたらかと思うんですけども、何ら出てこないわけですよ。私、わざわざそれ探してんのちゃう、普通に考えて安くなったとか、おいしくなって食べ残しも減りましたとか、異物がもう断然と減りましたと。何にもないわけですな。あれだけ言うて、冠や冠や言うてですね。

当初から言ってるように、こういった変わったことをするときには、変わったというか、ほかに例のないことをするときには、もっと市民を巻き込んで話をせなあきませんと。市民と一緒に話をして話をせなあきませんということを言いましたやんか。ここが私は抜けてたから、こういうことになるんやろうと思います。

もう、これからなって教育長はかえないということでございますけども、もうちょっと様子を見ていきたいと思えます。ただ、それが市内業者、県内の業者さんであろうと、やはり私は何をやるにしたかて学校給食会、これをしっかりと、学校給食会そのものの体質を変えないといけないという課題もあると思えます。これは認めます。しかし、この枠の中で、これからも取り組んでいくというのが私の持論でございますので、これが解決しなかったら私は私なりの、これからもまた、行動もとらせていただかんなんことになるやろうと、このように思っております。

あと、追及ばかりするのと違って、提案もしてまいりたいなというふうに思えます。こういうことがなかったら、私は学校給食、やっぱり葛城市のこの部分じゃなくて、全国的な話として、もう我々子どもときからございましたから、学校給食、そろそろ過渡期に来るという認識は確かにございます。それは何かというと、やっぱり食べ残しが多いですね。おいしくない。それをお父さん、お母さん、保護者の方が食べられるとおいしいんですけども、我々も給食センターできたときに食べに行きました。おいしかったです。我々の時代と比較すると、非常においしくなってると思うんですけども、今のご時世、私はこれから目指さんなのはおいしい給食、これを目指していただきたい、ご提案をさせてもらいたい、このように思っております。

1つ、例を出すと、東京の方で足立区です。おいしい給食担当課というのがございます。おいしい給食課というのを、課をつくってまでやってはる。ここの普通でいう市長さんですな、東京で、ここは足立区ですから区長さん、選挙に出るときに学校給食おいしくするねんということで、県会議員から出られた女性の今、区長さんがおられる。ここも電話で聞きましたけども、非常においしく食べ残さない。何ぼ栄養をつけたって食べ残してたら何もならないわけです。そういうことに取り組んだ結果、平成20年に当選をされたそうですけども、このときに1割以上、いわゆる残食率というんですか、残ってるのが1割以上、平均で

11.5%。きちっと出してはりました。それが平成28年度になると4.4%ぐらいになったと、半分以下になったと。これこそが、やはりこれから目指さなければならない。葛城市を含めた、私は県にもそのことを言おうと思ってるんですけども、私らみたいな分際を受け入れてくれるかどうかは別にしても、こういうことは私は大事やと思います。何ぼ栄養あって、地産地消や言うたかて、食べ残してたら何にもならない。ここらをもう少しアンケートもとったり、力を入れていただきたい。食べ残しというところに注目をしていただきたいと思いません。

子どもは素直です。おいしいもんは食べはりますわ。いろいろ調べると、おいしいところには異物は少ないです。なぜかこうセットになってるような気がします。これは気がするとしか言いようないですけど、個人的な感触として。

もっとやっていただきたいのは、もっと力を入れるということになってくると、奈良県でも宇陀の方でやられてるようですけども、全国学校給食甲子園、給食のおいしさとか、いろんなものを争うというのもあります。また、超人シェフ倶楽部、これNPOらしいですけども、超人と言われるシェフが来ていただいて、給食を監督してもらって、指導していただく。いわゆるおいしい給食にしてもらって。おいしさということになると、私はそっちを、本当にもう目を向けていただきたいというのはお願いでございます。やはりおいしかったら食べ残しも減る、栄養もつく。それだけと違って、やはり人間我々はおいしいもん食べてると、心も笑顔がこぼれるという、話も出てくる。学校教育の中で、いじめとか、楽しい時間を持ってもらうことによって、学校の中での子どもたちのいじめや登校拒否、そういったところまでも影響するんじゃないかなと。もう給食という言葉よりもランチタイムというぐらいのものを私はつくっていかなければならない、こういう時期に来てるんじゃないかなと。こういうことを話さないから、どこでもこの異物の問題が出てきて、問題となっている。

葛城市にご当地グルメというのもございません。全国見渡してみると、そんなんいうんか、ご当地グルメというのがすぐできるわけでもない。つくろう言ったって、2年や3年でできるものでもございません。そういった中で、学校給食から注目をしていく。そこに、子どもたちに食べてもらって、それから何年か先、その子らが大人になってご当地グルメというところ辺にも私は波及するのではないかなというふうに思います。全国で三重の方ですか、三重の方で学校給食から生まれたご当地グルメというのもございます。今度、ちょっと視点をかえてもらって、そういう方向に目を向けていただきたい。これは強く私はこの期は押させていただきたいというふうに思います。動かなければ何らかの形で動くようにしたいと思っております。時間となりましたので、そういったことをお願いをして私の一般質問を終わらせていただきます。

**吉村議長** 藤井本浩君の発言を終結いたします。

これで一般質問を終わります。

次に、日程第2、議第82号から日程第10、議第90号までの追加議案の9議案を一括議題といたします。

本9議案につき、提案理由の説明を求めます。

阿古市長。

**阿古市長** ただいま議題となりました議第82号から議第90号までの9議案につきまして、一括して提案理由を申し上げます。

最初に、議第82号、葛城市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正することについてでございます。本案につきましては、本年の人事院勧告どおり、国家公務員の給与改定等が行われ、本市におきましても国家公務員に準じた処置を講ずるため、本市の議会議員に対し、支給する期末手当を年額3.25月から0.05月引き上げて3.3月とするもので、本年度は12月期で0.05月分を引き上げ、平成30年度以降は6月期と12月期に分けて、それぞれ0.025月分引き上げるものでございます。施行期日は公布の日及び平成30年4月1日でございます。

次に、議第83号、葛城市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正することについてでございます。本案につきましては、本年の人事院勧告どおり、国家公務員の給与改定等が行われ、本市におきましても国家公務員に準じた処置を講ずるため、本市の常勤の特別職に対し、支給する期末手当をただいま説明申し上げた議会議員に対する者と同様に引き上げるものでございます。施行期日は公布の日及び平成30年4月1日でございます。

次に、議第84号、葛城市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正することについてでございます。本案につきましては、本年の人事院勧告どおり、国家公務員の給与改定等が行われ、本市におきましても国家公務員に準じた処置を講ずるため、まず、官民較差を埋めるため、本年4月1日にさかのぼりまして、給与表を平均0.2%引き上げる改正を行うものでございます。また、勤勉手当の年間支給割合を現行の1.7月から0.1月分引き上げ1.8月といたしまして、本年度12月期、勤勉手当で0.1月分引き上げ、平成30年度以降は6月期と12月期に分けてそれぞれ0.05月分引き上げるものでございます。施行期日は公布の日及び平成30年4月1日でございます。

次に、議第85号、平成29年度葛城市一般会計補正予算（第7号）の議決についてでございます。本案につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,604万円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ153億8,495万9,000円とするものでございます。補正内容につきましては、人事院勧告に伴う人件費の追加でございます。

次に、議第86号、平成29年度葛城市介護保険特別会計補正予算（第3号）の議決についてでございます。本案につきましては、保険事業勘定では歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ15万6,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ26億9,688万1,000円とするものでございます。また、介護サービス事業勘定では歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4万3,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,083万8,000円とするものでございます。補正内容につきましては、いずれも人事院勧告に伴う人件費の追加でございます。

次に、議第87号、平成29年度葛城市下水道事業特別会計補正予算（第2号）の議決についてでございます。本案につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ35万7,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ15億8,171万7,000円とする

ものでございます。補正内容につきましては、人事院勧告に伴う人件費の追加でございます。

次に、議第88号、平成29年度葛城市学校給食特別会計補正予算（第3号）の議決についてでございます。本案につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ10万8,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億6,903万1,000円とするものでございます。補正内容につきましては、人事院勧告に伴う人件費の追加でございます。

次に、議第89号、平成29年度葛城市・広陵町介護認定審査会特別会計補正予算（第2号）の議決についてでございます。本案につきましては、歳出のみの補正でございます。歳入歳出予算の総額は増減がございません。補正内容につきましては、人件費の追加及び賃借料の減額でございます。

最後に、議第90号、平成29年度葛城市水道事業会計補正予算（第2号）の議決についてでございます。本案につきましては、水道事業費用で20万円を追加いたしまして、水道事業費用の総額を6億8,552万2,000円とするものでございます。補正内容につきましては、人事院勧告に伴う人件費の追加でございます。

以上でございます。よろしくご審議を賜りますようお願いを申し上げます。

**吉村議長** これより質疑に入りますが、本9議案については一括質疑といたします。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

**吉村議長** 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております9議案につきましては、各常任委員会へ付託いたします。総務建設常任委員会には議第82号から議第85号までの4議案を、厚生文教常任委員会には議第86号から議第90号までの5議案をそれぞれ付託し、審査願います。

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

次の本会議は12月21日午前10時から再開いたしますので、9時30分にご参集願います。

なお、15日及び18日には各常任委員会がそれぞれ開催されますので、委員各位におかれましては審査をよろしく願います。

本日はこれにて散会いたします。

散 会 午後3時25分